

# 横浜地方合同庁舎(仮称)整備等事業 入札説明書・同添付資料等の訂正表(第3回)

平成30年4月23日に公表した「横浜地方合同庁舎(仮称)整備等事業 入札説明書・同添付資料等」に関し、以下のとおり訂正する。

No	資料名	頁数	行数	項目	訂正前	訂正後																								
1	入札説明書	1	29	3.(2)②入居予定官署	植物防疫研修センター	植物防疫所研修センター																								
2	入札説明書	24	表中	14.(5)入札価格の記載	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>維持管理・運営費及びその他の費用</td> <td>7,452,440 (千円)</td> </tr> <tr> <td>維持管理・運営費及びその他の費用 (定期点検等及び保守業務費(特殊) A、B、Cを除く)</td> <td>74.45279667%</td> </tr> <tr> <td>定期点検等及び保守業務費(特殊) A</td> <td>6.28881279%</td> </tr> <tr> <td>定期点検等及び保守業務費(特殊) B</td> <td>17.31057211%</td> </tr> <tr> <td>定期点検等及び保守業務費(特殊) C</td> <td>1.94781843%</td> </tr> </tbody> </table>	項目	予算額	維持管理・運営費及びその他の費用	7,452,440 (千円)	維持管理・運営費及びその他の費用 (定期点検等及び保守業務費(特殊) A、B、Cを除く)	74.45279667%	定期点検等及び保守業務費(特殊) A	6.28881279%	定期点検等及び保守業務費(特殊) B	17.31057211%	定期点検等及び保守業務費(特殊) C	1.94781843%	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>維持管理・運営費及びその他の費用</td> <td>7,452,440 (千円)</td> </tr> <tr> <td>維持管理・運営費及びその他の費用 (維持管理費(特殊) A、B、Cを除く)</td> <td>74.45279667%</td> </tr> <tr> <td>維持管理費(特殊) A</td> <td>6.28881279%</td> </tr> <tr> <td>維持管理費(特殊) B</td> <td>17.31057211%</td> </tr> <tr> <td>維持管理費(特殊) C</td> <td>1.94781843%</td> </tr> </tbody> </table>	項目	予算額	維持管理・運営費及びその他の費用	7,452,440 (千円)	維持管理・運営費及びその他の費用 (維持管理費(特殊) A、B、Cを除く)	74.45279667%	維持管理費(特殊) A	6.28881279%	維持管理費(特殊) B	17.31057211%	維持管理費(特殊) C	1.94781843%
項目	予算額																													
維持管理・運営費及びその他の費用	7,452,440 (千円)																													
維持管理・運営費及びその他の費用 (定期点検等及び保守業務費(特殊) A、B、Cを除く)	74.45279667%																													
定期点検等及び保守業務費(特殊) A	6.28881279%																													
定期点検等及び保守業務費(特殊) B	17.31057211%																													
定期点検等及び保守業務費(特殊) C	1.94781843%																													
項目	予算額																													
維持管理・運営費及びその他の費用	7,452,440 (千円)																													
維持管理・運営費及びその他の費用 (維持管理費(特殊) A、B、Cを除く)	74.45279667%																													
維持管理費(特殊) A	6.28881279%																													
維持管理費(特殊) B	17.31057211%																													
維持管理費(特殊) C	1.94781843%																													
3	(資料-1)事業契約書(案)	47	13	別紙2 17.割賦手数料	施設費を元本とする元金均等払いを前提とする割賦利率により算定される利息の額をいい、資金調達に必要な融資等に係る金利等を含むものをいう。	施設費及びそれに係る消費税等を元本とする元金均等払いを前提とする割賦利率により算定される利息の額をいい、資金調達に必要な融資等に係る金利等を含むものをいう。																								
4	(資料-1-2)業績等の監視及び改善要求措置要領	7	表中	第3章2.(2)表1. 支払区分及び対象となる事象	<table border="1"> <thead> <tr> <th>支払区分</th> <th>対象となる事象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定期点検等及び保守業務費(特殊) A</td> <td rowspan="3">定期点検等及び保守業務に係る要求水準未達成</td> </tr> <tr> <td>定期点検等及び保守業務費(特殊) B</td> </tr> <tr> <td>定期点検等及び保守業務費(特殊) C</td> </tr> <tr> <td>清掃業務費</td> <td>清掃業務に係る要求水準未達成</td> </tr> <tr> <td>修繕業務費</td> <td>修繕業務に係る要求水準未達成</td> </tr> </tbody> </table>	支払区分	対象となる事象	定期点検等及び保守業務費(特殊) A	定期点検等及び保守業務に係る要求水準未達成	定期点検等及び保守業務費(特殊) B	定期点検等及び保守業務費(特殊) C	清掃業務費	清掃業務に係る要求水準未達成	修繕業務費	修繕業務に係る要求水準未達成	<table border="1"> <thead> <tr> <th>支払区分</th> <th>対象となる事象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定期点検等及び保守業務費(特殊) a</td> <td rowspan="3">定期点検等及び保守業務に係る要求水準未達成</td> </tr> <tr> <td>定期点検等及び保守業務費(特殊) b</td> </tr> <tr> <td>定期点検等及び保守業務費(特殊) c</td> </tr> <tr> <td>清掃業務費</td> <td>清掃業務に係る要求水準未達成</td> </tr> <tr> <td>修繕業務費(一般)</td> <td rowspan="3">修繕業務に係る要求水準未達成</td> </tr> <tr> <td>修繕業務費(特殊) a</td> </tr> <tr> <td>修繕業務費(特殊) b</td> </tr> <tr> <td>修繕業務費(特殊) c</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	支払区分	対象となる事象	定期点検等及び保守業務費(特殊) a	定期点検等及び保守業務に係る要求水準未達成	定期点検等及び保守業務費(特殊) b	定期点検等及び保守業務費(特殊) c	清掃業務費	清掃業務に係る要求水準未達成	修繕業務費(一般)	修繕業務に係る要求水準未達成	修繕業務費(特殊) a	修繕業務費(特殊) b	修繕業務費(特殊) c	
支払区分	対象となる事象																													
定期点検等及び保守業務費(特殊) A	定期点検等及び保守業務に係る要求水準未達成																													
定期点検等及び保守業務費(特殊) B																														
定期点検等及び保守業務費(特殊) C																														
清掃業務費	清掃業務に係る要求水準未達成																													
修繕業務費	修繕業務に係る要求水準未達成																													
支払区分	対象となる事象																													
定期点検等及び保守業務費(特殊) a	定期点検等及び保守業務に係る要求水準未達成																													
定期点検等及び保守業務費(特殊) b																														
定期点検等及び保守業務費(特殊) c																														
清掃業務費	清掃業務に係る要求水準未達成																													
修繕業務費(一般)	修繕業務に係る要求水準未達成																													
修繕業務費(特殊) a																														
修繕業務費(特殊) b																														
修繕業務費(特殊) c																														

No	資料名	頁数	行数	項目	訂正前	訂正後
5	(資料-1-2)業績等の監視及び改善要求措置要領	7	4	第3章2.(2)減額算定並びに罰則点及び功績点付与のための区分	なお、業務不履行支払区分の対象となる事業で減額又は罰則点付与を行った場合には、 <u>その他の費用の支払い区分</u> についてもあわせて減額又は罰則点の付与を行う。	なお、業務不履行支払区分の対象となる事業で減額又は罰則点付与を行った場合には、 <u>その他の費用の支払区分</u> についてもあわせて減額又は罰則点の付与を行う。
6	(資料-1-2)業績等の監視及び改善要求措置要領	8	14	第3章2.(3)②	重大な事象に係る業務不履行を確認し、改善勧告を行った場合、当該業務不履行の内容に応じて業務不履行支払区分又はその他の費用の支払区分の当期の支払予定額の3%相当額を減額する(表1において、その他の費用の対象となる事象に該当する場合は、 <u>その他の費用の支払い区分</u> から、これ以外の場合は業務不履行支払区分から減額を行う。)	重大な事象に係る業務不履行を確認し、改善勧告を行った場合、当該業務不履行の内容に応じて業務不履行支払区分又はその他の費用の支払区分の当期の支払予定額の3%相当額を減額する(表1において、その他の費用の対象となる事象に該当する場合は、 <u>その他の費用の支払区分</u> から、これ以外の場合は業務不履行支払区分から減額を行う。)
7	(資料-1-2)業績等の監視及び改善要求措置要領	8	20	第3章2.(3)③	発生した重大な事象に係る業務不履行が、以前に発生した重大な事象に係る業務不履行と同一の支払区分に属する場合には、上記②に加え、上記②において減額の対象とする支払区分(②と同様に、 <u>その他の費用の支払い区分</u> を含む。)の当期の支払予定額の3%相当額に、以前に発生した重大な事象の発生回数を乗じた金額を減額する。	発生した重大な事象に係る業務不履行が、以前に発生した重大な事象に係る業務不履行と同一の支払区分に属する場合には、上記②に加え、上記②において減額の対象とする支払区分(②と同様に、 <u>その他の費用の支払区分</u> を含む。)の当期の支払予定額の3%相当額に、以前に発生した重大な事象の発生回数を乗じた金額を減額する。
8	(資料-1-2)業績等の監視及び改善要求措置要領	8	24	第3章2.(3)④	再改善勧告を行った場合、上記②及び③に加えて、更に上記②において減額の対象とする支払区分(②と同様に、 <u>その他の費用の支払い区分</u> を含む。)の当期の支払予定額の3%相当額を減額する。	再改善勧告を行った場合、上記②及び③に加えて、更に上記②において減額の対象とする支払区分(②と同様に、 <u>その他の費用の支払区分</u> を含む。)の当期の支払予定額の3%相当額を減額する。
9	(資料-1-2)業績等の監視及び改善要求措置要領	9	9	第3章2.(4)②	業務不履行を確認し、改善勧告又は再改善勧告を行った場合は、当該業務不履行の内容に応じて、業務不履行支払区分又はその他の費用の支払区分に対して表2に示す罰則点を付与する(表1においてその他の費用の対象となる事象に該当する場合は、 <u>その他の費用の支払い区分</u> に、これ以外の場合は業務不履行支払区分に罰則点を付与する。)	業務不履行を確認し、改善勧告又は再改善勧告を行った場合は、当該業務不履行の内容に応じて、業務不履行支払区分又はその他の費用の支払区分に対して表2に示す罰則点を付与する(表1においてその他の費用の対象となる事象に該当する場合は、 <u>その他の費用の支払区分</u> に、これ以外の場合は業務不履行支払区分に罰則点を付与する。)
10	(資料-1-3)事業費の算定及び支払方法	4	30	第1.1.(2)①維持管理・運営費	なお、維持管理費(一般)は、使用開始日(引渡日の翌日。以下同じ。)から事業期間の終了日までの間の、本施設等に係る点検保守等業務(一般)、清掃業務、修繕業務及びレイアウト変更対応業務の費用とする。	なお、維持管理費(一般)は、使用開始日(引渡日の翌日。以下同じ。)から事業期間の終了日までの間の、本施設等に係る点検保守等業務(一般)、清掃業務、修繕業務(一般)及びレイアウト変更対応業務の費用とする。

No	資料名	頁数	行数	項目	訂正前	訂正後																				
11	(資料-1-3) 事業費の算定及び支払方法	5	2	第1.1.(2)①維持管理・運営費	維持管理費(特殊)は、使用開始日から事業期間の終了日までの間の、横浜税関が独自に導入する特殊機器に係る定期点検等及び保守業務(以下「定期点検等及び保守業務(特殊)A」という。)、横浜検疫所が独自に導入する特殊機器に係る定期点検等及び保守業務(以下「定期点検等及び保守業務(特殊)B」という。))及び植物防疫所研修センターが独自に導入する特殊機器に係る定期点検等及び保守業務(以下「定期点検等及び保守業務(特殊)C」という。))の費用で構成されるものとする。	維持管理費(特殊)は、使用開始日から事業期間の終了日までの間の、横浜税関が独自に導入する特殊機器に係る定期点検等及び保守業務並びに修繕業務(以下「維持管理業務(特殊)A」という。)、横浜検疫所が独自に導入する特殊機器に係る定期点検等及び保守業務並びに修繕業務(以下「維持管理業務(特殊)B」という。))及び植物防疫所研修センターが独自に導入する特殊機器に係る定期点検等及び保守業務並びに修繕業務(以下「維持管理業務(特殊)C」という。))の費用で構成されるものとする。																				
12	(資料-1-3) 事業費の算定及び支払方法	12	表中	第5 3.③1)表1. 使用する指標	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>支払区分</th> <th>使用する指標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">維持管理費</td> <td>点検保守等業務費(一般) 定期点検等及び保守業務費(特殊)a 定期点検等及び保守業務費(特殊)b 定期点検等及び保守業務費(特殊)c</td> <td>「企業向けサービス価格指数」:設備管理(消費 税抜、物価指数月報・日銀調査統計局)</td> </tr> <tr> <td>清掃業務費</td> <td>「毎月勤労統計調査 賃金指数」:調査産業計 (就業形態別きまって支給する給与・事業所規模 30人以上・厚生労働省)</td> </tr> <tr> <td>修繕業務費</td> <td>「建設物価指数月報」:建築費指数/標準指数/事 務所SRC(建設物価調査会)/工事原価</td> </tr> </tbody> </table>	項目	支払区分	使用する指標	維持管理費	点検保守等業務費(一般) 定期点検等及び保守業務費(特殊)a 定期点検等及び保守業務費(特殊)b 定期点検等及び保守業務費(特殊)c	「企業向けサービス価格指数」:設備管理(消費 税抜、物価指数月報・日銀調査統計局)	清掃業務費	「毎月勤労統計調査 賃金指数」:調査産業計 (就業形態別きまって支給する給与・事業所規模 30人以上・厚生労働省)	修繕業務費	「建設物価指数月報」:建築費指数/標準指数/事 務所SRC(建設物価調査会)/工事原価	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>支払区分</th> <th>使用する指標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">維持管理費</td> <td>点検保守等業務費(一般) 定期点検等及び保守業務費(特殊)a 定期点検等及び保守業務費(特殊)b 定期点検等及び保守業務費(特殊)c</td> <td>「企業向けサービス価格指数」:設備管理(消費 税抜、物価指数月報・日銀調査統計局)</td> </tr> <tr> <td>清掃業務費</td> <td>「毎月勤労統計調査 賃金指数」:調査産業計 (就業形態別きまって支給する給与・事業所規模 30人以上・厚生労働省)</td> </tr> <tr> <td>修繕業務費(一般) 修繕業務費(特殊)a 修繕業務費(特殊)b 修繕業務費(特殊)c</td> <td>「建設物価指数月報」:建築費指数/標準指数/事 務所SRC(建設物価調査会)/工事原価</td> </tr> </tbody> </table>	項目	支払区分	使用する指標	維持管理費	点検保守等業務費(一般) 定期点検等及び保守業務費(特殊)a 定期点検等及び保守業務費(特殊)b 定期点検等及び保守業務費(特殊)c	「企業向けサービス価格指数」:設備管理(消費 税抜、物価指数月報・日銀調査統計局)	清掃業務費	「毎月勤労統計調査 賃金指数」:調査産業計 (就業形態別きまって支給する給与・事業所規模 30人以上・厚生労働省)	修繕業務費(一般) 修繕業務費(特殊)a 修繕業務費(特殊)b 修繕業務費(特殊)c	「建設物価指数月報」:建築費指数/標準指数/事 務所SRC(建設物価調査会)/工事原価
項目	支払区分	使用する指標																								
維持管理費	点検保守等業務費(一般) 定期点検等及び保守業務費(特殊)a 定期点検等及び保守業務費(特殊)b 定期点検等及び保守業務費(特殊)c	「企業向けサービス価格指数」:設備管理(消費 税抜、物価指数月報・日銀調査統計局)																								
	清掃業務費	「毎月勤労統計調査 賃金指数」:調査産業計 (就業形態別きまって支給する給与・事業所規模 30人以上・厚生労働省)																								
	修繕業務費	「建設物価指数月報」:建築費指数/標準指数/事 務所SRC(建設物価調査会)/工事原価																								
項目	支払区分	使用する指標																								
維持管理費	点検保守等業務費(一般) 定期点検等及び保守業務費(特殊)a 定期点検等及び保守業務費(特殊)b 定期点検等及び保守業務費(特殊)c	「企業向けサービス価格指数」:設備管理(消費 税抜、物価指数月報・日銀調査統計局)																								
	清掃業務費	「毎月勤労統計調査 賃金指数」:調査産業計 (就業形態別きまって支給する給与・事業所規模 30人以上・厚生労働省)																								
	修繕業務費(一般) 修繕業務費(特殊)a 修繕業務費(特殊)b 修繕業務費(特殊)c	「建設物価指数月報」:建築費指数/標準指数/事 務所SRC(建設物価調査会)/工事原価																								

No	資料名	頁数	行数	項目	訂正前	訂正後																																																																																																				
13	(資料-1-3) 事業費の算定及び支払方法	15 16	表中	別紙1事業費の内訳	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">項目</th> <th>支払区分</th> <th>費用の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">施設整備費B</td> <td rowspan="3">施設整備費B-1</td> <td>施設費B-1</td> <td>横浜検査所が独自に導入する一部機器に係る以下の費用： 独自機器を設置する居室の内装工事に係る設計・工事監理費 建設工事費（必要な調査費用を含む。） 事業者の開業に伴う諸費用 事業者の運営費（人件費、事務費、保険料等）の一部（引渡日まで） 融資組束手数料 建中金利 その他施設整備に関する初期投資と認められる費用等</td> </tr> <tr> <td>消費税等</td> <td>施設費B-1に係る消費税等</td> </tr> <tr> <td>割賦手数料B-1</td> <td>施設費B-1に係る以下の費用： 資金調達に必要な融資等に係る金利 事業者の税引前利益の一部</td> </tr> <tr> <td rowspan="14">維持管理・運営費、その他の費用</td> <td rowspan="14">維持管理費（一般）</td> <td>点検保守等業務費（一般）</td> <td>定期点検等及び保守業務費用（入居予定官署が独自に導入する特殊機器に係るものは除く） 運転監視及び日常点検・保守業務費用 執務環境測定業務費用 エネルギー管理及び環境衛生管理に関する技術支援業務費用</td> </tr> <tr> <td>清掃業務費</td> <td>清掃業務費用</td> </tr> <tr> <td>修繕業務費</td> <td>修繕業務費用</td> </tr> <tr> <td>レオパッド変更対応業務費</td> <td>レオパッド変更対応業務費用</td> </tr> <tr> <td>消費税等</td> <td>維持管理費（一般）に係る消費税等</td> </tr> <tr> <td>定期点検等及び保守業務費（特殊）A</td> <td>横浜税関が独自に導入する特殊機器に係る定期点検等及び保守業務費用</td> </tr> <tr> <td>定期点検等及び保守業務費（特殊）B</td> <td>定期点検等及び保守業務費（特殊）Aに係る消費税等</td> </tr> <tr> <td>定期点検等及び保守業務費（特殊）C</td> <td>植物防疫所研修センターが独自に導入する特殊機器に係る定期点検等及び保守業務費用</td> </tr> <tr> <td>消費税等</td> <td>定期点検等及び保守業務費（特殊）Bに係る消費税等</td> </tr> <tr> <td>定期点検等及び保守業務費（特殊）D</td> <td>定期点検等及び保守業務費（特殊）Cに係る消費税等</td> </tr> <tr> <td>定期点検等及び保守業務費（特殊）E</td> <td>定期点検等及び保守業務費（特殊）Dに係る消費税等</td> </tr> <tr> <td>定期点検等及び保守業務費（特殊）F</td> <td>定期点検等及び保守業務費（特殊）Eに係る消費税等</td> </tr> <tr> <td>定期点検等及び保守業務費（特殊）G</td> <td>定期点検等及び保守業務費（特殊）Fに係る消費税等</td> </tr> <tr> <td>定期点検等及び保守業務費（特殊）H</td> <td>定期点検等及び保守業務費（特殊）Gに係る消費税等</td> </tr> <tr> <td>定期点検等及び保守業務費（特殊）I</td> <td>定期点検等及び保守業務費（特殊）Hに係る消費税等</td> </tr> <tr> <td>運営費</td> <td>運営業務費用 庁舎運用業務費用 共用部備品管理業務費用</td> </tr> <tr> <td>消費税等</td> <td>運営費に係る消費税等</td> </tr> <tr> <td>その他の費用</td> <td>事業者の運営費（人件費、事務費、保険料等）の一部（引渡日の翌日である使用開始日以降） 事業者の税引前利益（割賦手数料A及び割賦手数料Bに計上される分を除く） その他の費用に係る消費税等</td> </tr> </tbody> </table>	項目		支払区分	費用の内容	施設整備費B	施設整備費B-1	施設費B-1	横浜検査所が独自に導入する一部機器に係る以下の費用： 独自機器を設置する居室の内装工事に係る設計・工事監理費 建設工事費（必要な調査費用を含む。） 事業者の開業に伴う諸費用 事業者の運営費（人件費、事務費、保険料等）の一部（引渡日まで） 融資組束手数料 建中金利 その他施設整備に関する初期投資と認められる費用等	消費税等	施設費B-1に係る消費税等	割賦手数料B-1	施設費B-1に係る以下の費用： 資金調達に必要な融資等に係る金利 事業者の税引前利益の一部	維持管理・運営費、その他の費用	維持管理費（一般）	点検保守等業務費（一般）	定期点検等及び保守業務費用（入居予定官署が独自に導入する特殊機器に係るものは除く） 運転監視及び日常点検・保守業務費用 執務環境測定業務費用 エネルギー管理及び環境衛生管理に関する技術支援業務費用	清掃業務費	清掃業務費用	修繕業務費	修繕業務費用	レオパッド変更対応業務費	レオパッド変更対応業務費用	消費税等	維持管理費（一般）に係る消費税等	定期点検等及び保守業務費（特殊）A	横浜税関が独自に導入する特殊機器に係る定期点検等及び保守業務費用	定期点検等及び保守業務費（特殊）B	定期点検等及び保守業務費（特殊）Aに係る消費税等	定期点検等及び保守業務費（特殊）C	植物防疫所研修センターが独自に導入する特殊機器に係る定期点検等及び保守業務費用	消費税等	定期点検等及び保守業務費（特殊）Bに係る消費税等	定期点検等及び保守業務費（特殊）D	定期点検等及び保守業務費（特殊）Cに係る消費税等	定期点検等及び保守業務費（特殊）E	定期点検等及び保守業務費（特殊）Dに係る消費税等	定期点検等及び保守業務費（特殊）F	定期点検等及び保守業務費（特殊）Eに係る消費税等	定期点検等及び保守業務費（特殊）G	定期点検等及び保守業務費（特殊）Fに係る消費税等	定期点検等及び保守業務費（特殊）H	定期点検等及び保守業務費（特殊）Gに係る消費税等	定期点検等及び保守業務費（特殊）I	定期点検等及び保守業務費（特殊）Hに係る消費税等	運営費	運営業務費用 庁舎運用業務費用 共用部備品管理業務費用	消費税等	運営費に係る消費税等	その他の費用	事業者の運営費（人件費、事務費、保険料等）の一部（引渡日の翌日である使用開始日以降） 事業者の税引前利益（割賦手数料A及び割賦手数料Bに計上される分を除く） その他の費用に係る消費税等	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">項目</th> <th>支払区分</th> <th>費用の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">施設整備費B</td> <td rowspan="3">施設整備費B-1</td> <td>施設費B-1</td> <td>横浜検査所が独自に導入する一部機器に係る以下の費用： 独自機器を設置する居室の内装工事に係る設計・工事監理費 建設工事費（必要な調査費用を含む。） 必要な行政手続に関する費用 事業者の開業に伴う諸費用 事業者の運営費（人件費、事務費、保険料等）の一部（引渡日まで） 融資組束手数料 建中金利 その他施設整備に関する初期投資と認められる費用等</td> </tr> <tr> <td>消費税等</td> <td>施設費B-1に係る消費税等</td> </tr> <tr> <td>割賦手数料B-1</td> <td>施設費B-1に係る以下の費用： 資金調達に必要な融資等に係る金利 事業者の税引前利益の一部</td> </tr> <tr> <td rowspan="14">維持管理・運営費、その他の費用</td> <td rowspan="14">維持管理費（一般）</td> <td>点検保守等業務費（一般）</td> <td>定期点検等及び保守業務費用（入居予定官署が独自に導入する特殊機器に係るものは除く） 運転監視及び日常点検・保守業務費用 執務環境測定業務費用 エネルギー管理及び環境衛生管理に関する技術支援業務費用</td> </tr> <tr> <td>清掃業務費</td> <td>清掃業務費用</td> </tr> <tr> <td>修繕業務費</td> <td>修繕業務費用</td> </tr> <tr> <td>レオパッド変更対応業務費</td> <td>レオパッド変更対応業務費用</td> </tr> <tr> <td>消費税等</td> <td>維持管理費（一般）に係る消費税等</td> </tr> <tr> <td>定期点検等及び保守業務費（特殊）A</td> <td>横浜税関が独自に導入する特殊機器に係る定期点検等及び保守業務費用</td> </tr> <tr> <td>定期点検等及び保守業務費（特殊）B</td> <td>定期点検等及び保守業務費（特殊）Aに係る消費税等</td> </tr> <tr> <td>定期点検等及び保守業務費（特殊）C</td> <td>植物防疫所研修センターが独自に導入する特殊機器に係る定期点検等及び保守業務費用</td> </tr> <tr> <td>消費税等</td> <td>定期点検等及び保守業務費（特殊）Bに係る消費税等</td> </tr> <tr> <td>定期点検等及び保守業務費（特殊）D</td> <td>定期点検等及び保守業務費（特殊）Cに係る消費税等</td> </tr> <tr> <td>定期点検等及び保守業務費（特殊）E</td> <td>定期点検等及び保守業務費（特殊）Dに係る消費税等</td> </tr> <tr> <td>定期点検等及び保守業務費（特殊）F</td> <td>定期点検等及び保守業務費（特殊）Eに係る消費税等</td> </tr> <tr> <td>定期点検等及び保守業務費（特殊）G</td> <td>定期点検等及び保守業務費（特殊）Fに係る消費税等</td> </tr> <tr> <td>定期点検等及び保守業務費（特殊）H</td> <td>定期点検等及び保守業務費（特殊）Gに係る消費税等</td> </tr> <tr> <td>定期点検等及び保守業務費（特殊）I</td> <td>定期点検等及び保守業務費（特殊）Hに係る消費税等</td> </tr> <tr> <td>運営費</td> <td>運営業務費用 庁舎運用業務費用 共用部備品管理業務費用</td> </tr> <tr> <td>消費税等</td> <td>運営費に係る消費税等</td> </tr> <tr> <td>その他の費用</td> <td>事業者の運営費（人件費、事務費、保険料等）の一部（引渡日の翌日である使用開始日以降） 事業者の税引前利益（割賦手数料A及び割賦手数料Bに計上される分を除く） その他の費用に係る消費税等</td> </tr> </tbody> </table>	項目		支払区分	費用の内容	施設整備費B	施設整備費B-1	施設費B-1	横浜検査所が独自に導入する一部機器に係る以下の費用： 独自機器を設置する居室の内装工事に係る設計・工事監理費 建設工事費（必要な調査費用を含む。） 必要な行政手続に関する費用 事業者の開業に伴う諸費用 事業者の運営費（人件費、事務費、保険料等）の一部（引渡日まで） 融資組束手数料 建中金利 その他施設整備に関する初期投資と認められる費用等	消費税等	施設費B-1に係る消費税等	割賦手数料B-1	施設費B-1に係る以下の費用： 資金調達に必要な融資等に係る金利 事業者の税引前利益の一部	維持管理・運営費、その他の費用	維持管理費（一般）	点検保守等業務費（一般）	定期点検等及び保守業務費用（入居予定官署が独自に導入する特殊機器に係るものは除く） 運転監視及び日常点検・保守業務費用 執務環境測定業務費用 エネルギー管理及び環境衛生管理に関する技術支援業務費用	清掃業務費	清掃業務費用	修繕業務費	修繕業務費用	レオパッド変更対応業務費	レオパッド変更対応業務費用	消費税等	維持管理費（一般）に係る消費税等	定期点検等及び保守業務費（特殊）A	横浜税関が独自に導入する特殊機器に係る定期点検等及び保守業務費用	定期点検等及び保守業務費（特殊）B	定期点検等及び保守業務費（特殊）Aに係る消費税等	定期点検等及び保守業務費（特殊）C	植物防疫所研修センターが独自に導入する特殊機器に係る定期点検等及び保守業務費用	消費税等	定期点検等及び保守業務費（特殊）Bに係る消費税等	定期点検等及び保守業務費（特殊）D	定期点検等及び保守業務費（特殊）Cに係る消費税等	定期点検等及び保守業務費（特殊）E	定期点検等及び保守業務費（特殊）Dに係る消費税等	定期点検等及び保守業務費（特殊）F	定期点検等及び保守業務費（特殊）Eに係る消費税等	定期点検等及び保守業務費（特殊）G	定期点検等及び保守業務費（特殊）Fに係る消費税等	定期点検等及び保守業務費（特殊）H	定期点検等及び保守業務費（特殊）Gに係る消費税等	定期点検等及び保守業務費（特殊）I	定期点検等及び保守業務費（特殊）Hに係る消費税等	運営費	運営業務費用 庁舎運用業務費用 共用部備品管理業務費用	消費税等	運営費に係る消費税等	その他の費用	事業者の運営費（人件費、事務費、保険料等）の一部（引渡日の翌日である使用開始日以降） 事業者の税引前利益（割賦手数料A及び割賦手数料Bに計上される分を除く） その他の費用に係る消費税等
項目		支払区分	費用の内容																																																																																																							
施設整備費B	施設整備費B-1	施設費B-1	横浜検査所が独自に導入する一部機器に係る以下の費用： 独自機器を設置する居室の内装工事に係る設計・工事監理費 建設工事費（必要な調査費用を含む。） 事業者の開業に伴う諸費用 事業者の運営費（人件費、事務費、保険料等）の一部（引渡日まで） 融資組束手数料 建中金利 その他施設整備に関する初期投資と認められる費用等																																																																																																							
		消費税等	施設費B-1に係る消費税等																																																																																																							
		割賦手数料B-1	施設費B-1に係る以下の費用： 資金調達に必要な融資等に係る金利 事業者の税引前利益の一部																																																																																																							
維持管理・運営費、その他の費用	維持管理費（一般）	点検保守等業務費（一般）	定期点検等及び保守業務費用（入居予定官署が独自に導入する特殊機器に係るものは除く） 運転監視及び日常点検・保守業務費用 執務環境測定業務費用 エネルギー管理及び環境衛生管理に関する技術支援業務費用																																																																																																							
		清掃業務費	清掃業務費用																																																																																																							
		修繕業務費	修繕業務費用																																																																																																							
		レオパッド変更対応業務費	レオパッド変更対応業務費用																																																																																																							
		消費税等	維持管理費（一般）に係る消費税等																																																																																																							
		定期点検等及び保守業務費（特殊）A	横浜税関が独自に導入する特殊機器に係る定期点検等及び保守業務費用																																																																																																							
		定期点検等及び保守業務費（特殊）B	定期点検等及び保守業務費（特殊）Aに係る消費税等																																																																																																							
		定期点検等及び保守業務費（特殊）C	植物防疫所研修センターが独自に導入する特殊機器に係る定期点検等及び保守業務費用																																																																																																							
		消費税等	定期点検等及び保守業務費（特殊）Bに係る消費税等																																																																																																							
		定期点検等及び保守業務費（特殊）D	定期点検等及び保守業務費（特殊）Cに係る消費税等																																																																																																							
		定期点検等及び保守業務費（特殊）E	定期点検等及び保守業務費（特殊）Dに係る消費税等																																																																																																							
		定期点検等及び保守業務費（特殊）F	定期点検等及び保守業務費（特殊）Eに係る消費税等																																																																																																							
		定期点検等及び保守業務費（特殊）G	定期点検等及び保守業務費（特殊）Fに係る消費税等																																																																																																							
		定期点検等及び保守業務費（特殊）H	定期点検等及び保守業務費（特殊）Gに係る消費税等																																																																																																							
定期点検等及び保守業務費（特殊）I	定期点検等及び保守業務費（特殊）Hに係る消費税等																																																																																																									
運営費	運営業務費用 庁舎運用業務費用 共用部備品管理業務費用																																																																																																									
消費税等	運営費に係る消費税等																																																																																																									
その他の費用	事業者の運営費（人件費、事務費、保険料等）の一部（引渡日の翌日である使用開始日以降） 事業者の税引前利益（割賦手数料A及び割賦手数料Bに計上される分を除く） その他の費用に係る消費税等																																																																																																									
項目		支払区分	費用の内容																																																																																																							
施設整備費B	施設整備費B-1	施設費B-1	横浜検査所が独自に導入する一部機器に係る以下の費用： 独自機器を設置する居室の内装工事に係る設計・工事監理費 建設工事費（必要な調査費用を含む。） 必要な行政手続に関する費用 事業者の開業に伴う諸費用 事業者の運営費（人件費、事務費、保険料等）の一部（引渡日まで） 融資組束手数料 建中金利 その他施設整備に関する初期投資と認められる費用等																																																																																																							
		消費税等	施設費B-1に係る消費税等																																																																																																							
		割賦手数料B-1	施設費B-1に係る以下の費用： 資金調達に必要な融資等に係る金利 事業者の税引前利益の一部																																																																																																							
維持管理・運営費、その他の費用	維持管理費（一般）	点検保守等業務費（一般）	定期点検等及び保守業務費用（入居予定官署が独自に導入する特殊機器に係るものは除く） 運転監視及び日常点検・保守業務費用 執務環境測定業務費用 エネルギー管理及び環境衛生管理に関する技術支援業務費用																																																																																																							
		清掃業務費	清掃業務費用																																																																																																							
		修繕業務費	修繕業務費用																																																																																																							
		レオパッド変更対応業務費	レオパッド変更対応業務費用																																																																																																							
		消費税等	維持管理費（一般）に係る消費税等																																																																																																							
		定期点検等及び保守業務費（特殊）A	横浜税関が独自に導入する特殊機器に係る定期点検等及び保守業務費用																																																																																																							
		定期点検等及び保守業務費（特殊）B	定期点検等及び保守業務費（特殊）Aに係る消費税等																																																																																																							
		定期点検等及び保守業務費（特殊）C	植物防疫所研修センターが独自に導入する特殊機器に係る定期点検等及び保守業務費用																																																																																																							
		消費税等	定期点検等及び保守業務費（特殊）Bに係る消費税等																																																																																																							
		定期点検等及び保守業務費（特殊）D	定期点検等及び保守業務費（特殊）Cに係る消費税等																																																																																																							
		定期点検等及び保守業務費（特殊）E	定期点検等及び保守業務費（特殊）Dに係る消費税等																																																																																																							
		定期点検等及び保守業務費（特殊）F	定期点検等及び保守業務費（特殊）Eに係る消費税等																																																																																																							
		定期点検等及び保守業務費（特殊）G	定期点検等及び保守業務費（特殊）Fに係る消費税等																																																																																																							
		定期点検等及び保守業務費（特殊）H	定期点検等及び保守業務費（特殊）Gに係る消費税等																																																																																																							
定期点検等及び保守業務費（特殊）I	定期点検等及び保守業務費（特殊）Hに係る消費税等																																																																																																									
運営費	運営業務費用 庁舎運用業務費用 共用部備品管理業務費用																																																																																																									
消費税等	運営費に係る消費税等																																																																																																									
その他の費用	事業者の運営費（人件費、事務費、保険料等）の一部（引渡日の翌日である使用開始日以降） 事業者の税引前利益（割賦手数料A及び割賦手数料Bに計上される分を除く） その他の費用に係る消費税等																																																																																																									
14	(資料-2) 業務要求水準書	4-52	13	第4章第5節2.(1)e.(a)カ.	入居官署の発電機運転時間は次表による。	燃料備蓄量は次表による。																																																																																																				
15	(資料-2) 業務要求水準書	4-53	表中	第4章第5節2.(1)e.(a)カ. ⑭横浜宮繕事務所	<table border="1"> <thead> <tr> <th>燃料備蓄量</th> <th>168時間</th> <th>72時間</th> <th>10時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>⑭横浜宮繕事務所</td> <td>・発電対象室 ・発電対象室当該階の廊下、便所 ・災害活動拠点として使用する部屋の空調</td> <td>=</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	燃料備蓄量	168時間	72時間	10時間	⑭横浜宮繕事務所	・発電対象室 ・発電対象室当該階の廊下、便所 ・災害活動拠点として使用する部屋の空調	=	-	<table border="1"> <thead> <tr> <th>燃料備蓄量</th> <th>168時間</th> <th>72時間</th> <th>10時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>⑭横浜宮繕事務所</td> <td>=</td> <td>・発電対象室 ・発電対象室当該階の廊下、便所 ・災害活動拠点として使用する部屋の空調</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	燃料備蓄量	168時間	72時間	10時間	⑭横浜宮繕事務所	=	・発電対象室 ・発電対象室当該階の廊下、便所 ・災害活動拠点として使用する部屋の空調	-																																																																																				
燃料備蓄量	168時間	72時間	10時間																																																																																																							
⑭横浜宮繕事務所	・発電対象室 ・発電対象室当該階の廊下、便所 ・災害活動拠点として使用する部屋の空調	=	-																																																																																																							
燃料備蓄量	168時間	72時間	10時間																																																																																																							
⑭横浜宮繕事務所	=	・発電対象室 ・発電対象室当該階の廊下、便所 ・災害活動拠点として使用する部屋の空調	-																																																																																																							
16	(資料-2) 業務要求水準書	4-54	1	第4章第5節2.(1)e.(a)キ.	前項のうち、共用部と横浜国道事務所と横浜宮繕事務所用として168時間の内96時間の燃料タンク容量の整備及び燃料備蓄は別途とする。ただし、設計、配線・配管経路、スペースの確保はPFI事業内とする。	前項のうち、共用部と横浜国道事務所用として168時間の内96時間の燃料タンク容量の整備及び燃料備蓄は別途とする。ただし、設計、配線・配管経路、スペースの確保はPFI事業内とする。																																																																																																				

No	資料名	頁数	行数	項目	訂正前	訂正後												
17	(資料-2)業務要求水準書	4-54	12	第4章第5節2.(1)e.(a)	※記載なし	サ.京浜港湾事務所、横浜宮繕事務所は燃料の補給により、168時間連続して発電機回路に電力供給ができるものとする。												
18	(資料-2)業務要求水準書	4-54	12	第4章第5節2.(1)e.(a)	※記載なし	シ.連続して発電機回路に電力供給が可能な時間は、第4章第5節2.(1)e.(a)カ.の17区分で変更可能とする。												
19	(資料-2)業務要求水準書	5-5	表中	第5章第1節4.(1) 業務別内訳書 内訳明細書	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>業務別内訳書</td> <td>各業務別の内訳金額を資料-2「事業費の算定及び支払方法(案)別紙1. 事業費の内訳」における「支払区分」にて記載する。</td> </tr> <tr> <td>内訳明細書</td> <td>資料-2「事業費の算定及び支払方法(案)別紙1. 事業費の内訳」における「費用の内容」に基づき業務を区分し、各業務の内容に応じて数量・単価・金額を記載する。</td> </tr> </tbody> </table>		内容	業務別内訳書	各業務別の内訳金額を資料-2「事業費の算定及び支払方法(案)別紙1. 事業費の内訳」における「支払区分」にて記載する。	内訳明細書	資料-2「事業費の算定及び支払方法(案)別紙1. 事業費の内訳」における「費用の内容」に基づき業務を区分し、各業務の内容に応じて数量・単価・金額を記載する。	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>業務別内訳書</td> <td>各業務別の内訳金額を「資料-1-3 事業費の算定及び支払方法」別紙1. 事業費の内訳における「支払区分」にて記載する。</td> </tr> <tr> <td>内訳明細書</td> <td>「資料-1-3 事業費の算定及び支払方法」別紙1. 事業費の内訳における「費用の内容」に基づき業務を区分し、各業務の内容に応じて数量・単価・金額を記載する。</td> </tr> </tbody> </table>		内容	業務別内訳書	各業務別の内訳金額を「資料-1-3 事業費の算定及び支払方法」別紙1. 事業費の内訳における「支払区分」にて記載する。	内訳明細書	「資料-1-3 事業費の算定及び支払方法」別紙1. 事業費の内訳における「費用の内容」に基づき業務を区分し、各業務の内容に応じて数量・単価・金額を記載する。
	内容																	
業務別内訳書	各業務別の内訳金額を資料-2「事業費の算定及び支払方法(案)別紙1. 事業費の内訳」における「支払区分」にて記載する。																	
内訳明細書	資料-2「事業費の算定及び支払方法(案)別紙1. 事業費の内訳」における「費用の内容」に基づき業務を区分し、各業務の内容に応じて数量・単価・金額を記載する。																	
	内容																	
業務別内訳書	各業務別の内訳金額を「資料-1-3 事業費の算定及び支払方法」別紙1. 事業費の内訳における「支払区分」にて記載する。																	
内訳明細書	「資料-1-3 事業費の算定及び支払方法」別紙1. 事業費の内訳における「費用の内容」に基づき業務を区分し、各業務の内容に応じて数量・単価・金額を記載する。																	
20	(資料-2)業務要求水準書	5-5	5	第5章第1節4.(2)a.	「維持管理・運営費」の内訳書の内訳区分を作成する。内訳区分は、資料-2「事業費の算定及び支払方法(案)別紙1. 事業費の内訳」における「支払区分」による。	「維持管理・運営費」の内訳書の内訳区分を作成する。内訳区分は、「資料-1-3 事業費の算定及び支払方法」別紙1. 事業費の内訳における「支払区分」による。												
21	(資料-2)業務要求水準書	5-14	4	第5章第1節5.(14)c.	事業者は国と協議の上、維持管理・運營業務の実施のために必要となる管理諸室(庁舎管理室、防災センター、中央監視室、庁務員室)、第5章第3節2.(2)共用部備品調達業務に基づきこれら諸室に設置される什器・備品及び共通部分及びエレベーター等の共通設備を無償で使用することができる。ただし、福利厚生サービス提供業務のために使用する食堂、売店等については、2.(3)a.による。	事業者は国と協議の上、維持管理・運營業務の実施のために必要となる管理諸室(庁舎管理室、防災センター、中央監視室、庁務員室)、第5章第3節2.(2)共用部備品調達業務に基づきこれら諸室に設置される什器・備品、共用部及び共用部エレベーター等の設備を無償で使用することができる。ただし、福利厚生サービス提供業務のために使用する食堂、売店等については、2.(3)a.による。												
22	(資料-2)業務要求水準書	5-15	10	第5章第2節1.(1)a.(b)	【別添資料5-1】「定期点検等及び保守業務に係る要求水準」建築設備の内、特殊実験室空調設備、排水処理設備、実験機器設備の支払い区分は【別添資料2-1】「本事業の業務内容及び事業区分」1.(2)d.による。	【別添資料5-1】「定期点検等及び保守業務に係る要求水準」建築設備の内、特殊実験室空調設備、排水処理設備、実験機器設備、横浜検疫所の専用エレベーター(小荷物専用昇降機を含む)の支払区分は【別添資料2-1】「本事業の業務内容及び事業区分」1.(2)d.による。												

No	資料名	頁数	行数	項目	訂正前	訂正後
23	(資料一2)業務要求水準書	5-19	3	第5章第2節3.(1)	事業者は、1. の業務実施に伴い、【別添資料5-1】「定期点検等及び保守業務に係る要求水準」の「(1)建築物点検保守に係る要求水準」の「維持すべき状態」欄の要求事項を満たすために必要となる修繕を【別添資料5-6】「修繕に係る要求水準」に基づき速やかに実施する。	a. 事業者は、1. の業務実施に伴い、【別添資料5-1】「定期点検等及び保守業務に係る要求水準」の「(1)建築物点検保守に係る要求水準」の「維持すべき状態」欄の要求事項を満たすために必要となる修繕を【別添資料5-6】「修繕に係る要求水準」に基づき速やかに実施する。 b. 【別添資料5-6】「修繕に係る要求水準」建築設備の内、特殊実験室空調設備、排水処理設備、実験機器設備、横浜検疫所の専用エレベーター(小荷物専用昇降機を含む)の支払区分は【別添資料2-1】「本事業の業務内容及び事業区分」1. (2)d. による。
24	(資料一2)業務要求水準書(別添資料2-1)本事業の業務内容及び事業区分	1	11	1.(2).事業区分及び事業区分と支払区分の関係	各事業区分の範囲及び事業区分と支払区分の関係は以下とし、支払方法の詳細は「横浜地方合同庁舎(仮称)整備等事業事業費の算定及び支払方法(案)(資料一2)」による。	各事業区分の範囲及び事業区分と支払区分の関係は以下とし、支払方法の詳細は「資料一1-3 事業費の算定及び支払方法」による。
25	(資料一2)業務要求水準書(別添資料2-1)本事業の業務内容及び事業区分	1	21	1.(2).d.(b)	入居予定官署のうち横浜税関、横浜検疫所及び植物防疫所研修センターの要求水準に係わる一部機器の「定期点検等及び保守業務」に限り、「維持管理費(特殊)」とする。	入居予定官署のうち横浜税関、横浜検疫所及び植物防疫所研修センターの要求水準に係わる一部機器の「定期点検等及び保守業務」及び「修繕業務」に限り、「維持管理費(特殊)」とする。
26	(資料一2)業務要求水準書(別添資料2-1)本事業の業務内容及び事業区分	1	23	1.(2).d.(c)	上記(b)の一部機器の範囲は「特殊実験室空調」「排水処理設備(中和・重金属処理)」「実験機器設備(プレハブ冷蔵・冷凍庫ユニット含む)」「専用EV(小荷物専用昇降機を含む)」である。なお、「特殊実験室空調」の対象室及び「実験機器設備(プレハブ冷蔵・冷凍庫ユニット含む)」の詳細は【別添資料4-8-2】「実験設備等一覧」による。	上記(b)の一部機器の範囲は「特殊実験室空調設備」「排水処理設備(中和・重金属処理)」「実験機器設備(プレハブ冷蔵・冷凍庫ユニット含む)及び「横浜検疫所の専用エレベーター(小荷物専用昇降機を含む)」である。なお、「特殊実験室空調設備」の対象室及び「実験機器設備(プレハブ冷蔵・冷凍庫ユニット含む)」の詳細は【別添資料4-8-2】「実験設備等一覧」による。
27	(資料一2)業務要求水準書(別添資料2-1)本事業の業務内容及び事業区分	2	表中	3. 事業区分内訳表 ■注記 3.	「個別空調、特殊空調」とは、一般空調A及び特殊実験室空調を除く部屋の空調設備である。(【別添資料4-2】「各室性能表」参照)	「個別空調、特殊空調」とは、一般空調A及び特殊実験室空調設備を除く部屋の空調設備である。(【別添資料4-2】「各室性能表」参照)

No	資料名	頁数	行数	項目	訂正前	訂正後																																																																
28	(資料一2)業務要求水準書 (別添資料2-1)本事業の業務内容及び事業区分	2	表中	3. 事業区分内訳表 ■注記 4.	「PFI事業内の実験設備」及び「PFI事業外の実験設備」は、【別添資料4-8-2】「実験設備等一覧」の整備区分による。	「PFI事業内の実験機器設備」及び「PFI事業外の実験機器設備」は、【別添資料4-8-2】「実験設備等一覧」の整備区分による。																																																																
29	(資料一2)業務要求水準書 (別添資料2-1)本事業の業務内容及び事業区分	2	表中	3. 事業区分内訳表 ■注記 5.	実験設備に必要となるユーティリティの事業区分は【別添資料4-8-2】「実験設備等一覧」による。	実験機器設備に必要となるユーティリティの事業区分は【別添資料4-8-2】「実験設備等一覧」による。																																																																
30	(資料一2)業務要求水準書 (別添資料2-1)本事業の業務内容及び事業区分	8 9	表中	3. 事業区分内訳表 ⑤横浜税関 No.49 No.54	<table border="1"> <tr> <td>項目</td> <td>No.</td> <td>建築の部分又は建築設備</td> <td>&lt;略&gt;</td> <td>事業区分C &lt;施設整備費C&gt;</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>建築の部分又は建築設備</td> <td>設計・ 監視</td> <td>建設</td> <td></td> </tr> </table> ⑤横浜税関 <略>  <table border="1"> <tr> <td>官署個別</td> <td>49</td> <td>特殊実験室空調</td> <td>&lt;略&gt;</td> <td>設備一式</td> <td>●</td> <td>●</td> <td></td> </tr> </table>  <table border="1"> <tr> <td></td> <td>54</td> <td>受変電設備 「4. 受変電・自家発電設備の按分表」参照</td> <td>&lt;略&gt;</td> <td>個別空調、特殊空調、特殊実験室空調、専用機器容量による按分</td> <td>(A) 注記1 参照</td> <td>●</td> <td></td> </tr> </table>	項目	No.	建築の部分又は建築設備	<略>	事業区分C <施設整備費C>								建築の部分又は建築設備	設計・ 監視	建設		官署個別	49	特殊実験室空調	<略>	設備一式	●	●			54	受変電設備 「4. 受変電・自家発電設備の按分表」参照	<略>	個別空調、特殊空調、特殊実験室空調、専用機器容量による按分	(A) 注記1 参照	●		<table border="1"> <tr> <td>項目</td> <td>No.</td> <td>建築の部分又は建築設備</td> <td>&lt;略&gt;</td> <td>事業区分C &lt;施設整備費C&gt;</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>建築の部分又は建築設備</td> <td>設計・ 監視</td> <td>建設</td> <td></td> </tr> </table> ⑤横浜税関 <略>  <table border="1"> <tr> <td>官署個別</td> <td>49</td> <td>特殊実験室空調設備</td> <td>&lt;略&gt;</td> <td>設備一式</td> <td>●</td> <td>●</td> <td></td> </tr> </table>  <table border="1"> <tr> <td></td> <td>54</td> <td>受変電設備 「4. 受変電・自家発電設備の按分表」参照</td> <td>&lt;略&gt;</td> <td>個別空調、特殊空調、特殊実験室空調設備、専用機器容量による按分</td> <td>(A) 注記1 参照</td> <td>●</td> <td></td> </tr> </table>	項目	No.	建築の部分又は建築設備	<略>	事業区分C <施設整備費C>								建築の部分又は建築設備	設計・ 監視	建設		官署個別	49	特殊実験室空調設備	<略>	設備一式	●	●			54	受変電設備 「4. 受変電・自家発電設備の按分表」参照	<略>	個別空調、特殊空調、特殊実験室空調設備、専用機器容量による按分	(A) 注記1 参照	●	
項目	No.	建築の部分又は建築設備	<略>	事業区分C <施設整備費C>																																																																		
				建築の部分又は建築設備	設計・ 監視	建設																																																																
官署個別	49	特殊実験室空調	<略>	設備一式	●	●																																																																
	54	受変電設備 「4. 受変電・自家発電設備の按分表」参照	<略>	個別空調、特殊空調、特殊実験室空調、専用機器容量による按分	(A) 注記1 参照	●																																																																
項目	No.	建築の部分又は建築設備	<略>	事業区分C <施設整備費C>																																																																		
				建築の部分又は建築設備	設計・ 監視	建設																																																																
官署個別	49	特殊実験室空調設備	<略>	設備一式	●	●																																																																
	54	受変電設備 「4. 受変電・自家発電設備の按分表」参照	<略>	個別空調、特殊空調、特殊実験室空調設備、専用機器容量による按分	(A) 注記1 参照	●																																																																

No	資料名	頁数	行数	項目	訂正前	訂正後																												
31	(資料一2)業務要求水準書 (別添資料2-1)本事業の業務内容及び事業区分	11 13	表中	3. 事業区分内 訳表 ⑧横浜検疫所	<table border="1"> <tr> <td>項目</td> <td>No.</td> <td>建築の部分又は建築設備</td> <td>&lt;略&gt;</td> <td colspan="3">事業区分B &lt;施設整備費B&gt;</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>建築の部分又は建築設備</td> <td>設計・監理</td> <td>建設</td> </tr> </table>	項目	No.	建築の部分又は建築設備	<略>	事業区分B <施設整備費B>							建築の部分又は建築設備	設計・監理	建設	<table border="1"> <tr> <td>項目</td> <td>No.</td> <td>建築の部分又は建築設備</td> <td>&lt;略&gt;</td> <td colspan="3">事業区分B &lt;施設整備費B&gt;</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>建築の部分又は建築設備</td> <td>設計・監理</td> <td>建設</td> </tr> </table>	項目	No.	建築の部分又は建築設備	<略>	事業区分B <施設整備費B>							建築の部分又は建築設備	設計・監理	建設
				項目	No.	建築の部分又は建築設備	<略>	事業区分B <施設整備費B>																										
				建築の部分又は建築設備	設計・監理	建設																												
項目	No.	建築の部分又は建築設備	<略>	事業区分B <施設整備費B>																														
				建築の部分又は建築設備	設計・監理	建設																												
				No.72	<table border="1"> <tr> <td>官署個別</td> <td>72</td> <td>特殊実験室空調</td> <td>&lt;略&gt;</td> <td>設備一式</td> <td></td> <td>●</td> <td>●</td> </tr> </table>	官署個別	72	特殊実験室空調	<略>	設備一式		●	●	<table border="1"> <tr> <td>官署個別</td> <td>72</td> <td>特殊実験室空調設備</td> <td>&lt;略&gt;</td> <td>設備一式</td> <td></td> <td>●</td> <td>●</td> </tr> </table>	官署個別	72	特殊実験室空調設備	<略>	設備一式		●	●												
官署個別	72	特殊実験室空調	<略>	設備一式		●	●																											
官署個別	72	特殊実験室空調設備	<略>	設備一式		●	●																											
				No.90	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>90</td> <td>受変電設備 「4. 受変電・自家発電設備の按分表」参照</td> <td>&lt;略&gt;</td> <td>個別空調、特殊空調、特殊実験室空調、専用機器容量による按分</td> <td>(A) 注記1参照</td> <td></td> <td>●</td> </tr> </table>		90	受変電設備 「4. 受変電・自家発電設備の按分表」参照	<略>	個別空調、特殊空調、特殊実験室空調、専用機器容量による按分	(A) 注記1参照		●	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>90</td> <td>受変電設備 「4. 受変電・自家発電設備の按分表」参照</td> <td>&lt;略&gt;</td> <td>個別空調、特殊空調、特殊実験室空調設備、専用機器容量による按分</td> <td>(A) 注記1参照</td> <td></td> <td>●</td> </tr> </table>		90	受変電設備 「4. 受変電・自家発電設備の按分表」参照	<略>	個別空調、特殊空調、特殊実験室空調設備、専用機器容量による按分	(A) 注記1参照		●												
	90	受変電設備 「4. 受変電・自家発電設備の按分表」参照	<略>	個別空調、特殊空調、特殊実験室空調、専用機器容量による按分	(A) 注記1参照		●																											
	90	受変電設備 「4. 受変電・自家発電設備の按分表」参照	<略>	個別空調、特殊空調、特殊実験室空調設備、専用機器容量による按分	(A) 注記1参照		●																											
				No.91	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>91</td> <td>自家発電設備 「4. 受変電・自家発電設備の按分表」参照</td> <td>&lt;略&gt;</td> <td>個別空調、特殊空調、特殊実験室空調、専用機器容量による按分</td> <td>(A) 注記1参照</td> <td></td> <td>●</td> </tr> </table>		91	自家発電設備 「4. 受変電・自家発電設備の按分表」参照	<略>	個別空調、特殊空調、特殊実験室空調、専用機器容量による按分	(A) 注記1参照		●	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>91</td> <td>自家発電設備 「4. 受変電・自家発電設備の按分表」参照</td> <td>&lt;略&gt;</td> <td>個別空調、特殊空調設備、専用機器容量による按分</td> <td>(A) 注記1参照</td> <td></td> <td>●</td> </tr> </table>		91	自家発電設備 「4. 受変電・自家発電設備の按分表」参照	<略>	個別空調、特殊空調設備、専用機器容量による按分	(A) 注記1参照		●												
	91	自家発電設備 「4. 受変電・自家発電設備の按分表」参照	<略>	個別空調、特殊空調、特殊実験室空調、専用機器容量による按分	(A) 注記1参照		●																											
	91	自家発電設備 「4. 受変電・自家発電設備の按分表」参照	<略>	個別空調、特殊空調設備、専用機器容量による按分	(A) 注記1参照		●																											
32	(資料一2)業務要求水準書 (別添資料2-1)本事業の業務内容及び事業区分	14	表中	3. 事業区分内 訳表 ⑩植物防疫所 研修センター	<table border="1"> <tr> <td>項目</td> <td>No.</td> <td>建築の部分又は建築設備</td> <td>&lt;略&gt;</td> <td colspan="3">事業区分C &lt;施設整備費C&gt;</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>建築の部分又は建築設備</td> <td>設計・監理</td> <td>建設</td> </tr> </table>	項目	No.	建築の部分又は建築設備	<略>	事業区分C <施設整備費C>							建築の部分又は建築設備	設計・監理	建設	<table border="1"> <tr> <td>項目</td> <td>No.</td> <td>建築の部分又は建築設備</td> <td>&lt;略&gt;</td> <td colspan="3">事業区分C &lt;施設整備費C&gt;</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>建築の部分又は建築設備</td> <td>設計・監理</td> <td>建設</td> </tr> </table>	項目	No.	建築の部分又は建築設備	<略>	事業区分C <施設整備費C>							建築の部分又は建築設備	設計・監理	建設
				項目	No.	建築の部分又は建築設備	<略>	事業区分C <施設整備費C>																										
				建築の部分又は建築設備	設計・監理	建設																												
項目	No.	建築の部分又は建築設備	<略>	事業区分C <施設整備費C>																														
				建築の部分又は建築設備	設計・監理	建設																												
				No.99	<table border="1"> <tr> <td>官署個別</td> <td>99</td> <td>特殊実験室空調</td> <td>&lt;略&gt;</td> <td>設備一式</td> <td></td> <td>●</td> <td>●</td> </tr> </table>	官署個別	99	特殊実験室空調	<略>	設備一式		●	●	<table border="1"> <tr> <td>官署個別</td> <td>99</td> <td>特殊実験室空調設備</td> <td>&lt;略&gt;</td> <td>設備一式</td> <td></td> <td>●</td> <td>●</td> </tr> </table>	官署個別	99	特殊実験室空調設備	<略>	設備一式		●	●												
官署個別	99	特殊実験室空調	<略>	設備一式		●	●																											
官署個別	99	特殊実験室空調設備	<略>	設備一式		●	●																											
				No.103	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>103</td> <td>受変電設備 「4. 受変電・自家発電設備の按分表」参照</td> <td>&lt;略&gt;</td> <td>個別空調、特殊空調、特殊実験室空調、専用機器容量による按分</td> <td>(A) 注記1参照</td> <td></td> <td>●</td> </tr> </table>		103	受変電設備 「4. 受変電・自家発電設備の按分表」参照	<略>	個別空調、特殊空調、特殊実験室空調、専用機器容量による按分	(A) 注記1参照		●	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>103</td> <td>受変電設備 「4. 受変電・自家発電設備の按分表」参照</td> <td>&lt;略&gt;</td> <td>個別空調、特殊空調設備、専用機器容量による按分</td> <td>(A) 注記1参照</td> <td></td> <td>●</td> </tr> </table>		103	受変電設備 「4. 受変電・自家発電設備の按分表」参照	<略>	個別空調、特殊空調設備、専用機器容量による按分	(A) 注記1参照		●												
	103	受変電設備 「4. 受変電・自家発電設備の按分表」参照	<略>	個別空調、特殊空調、特殊実験室空調、専用機器容量による按分	(A) 注記1参照		●																											
	103	受変電設備 「4. 受変電・自家発電設備の按分表」参照	<略>	個別空調、特殊空調設備、専用機器容量による按分	(A) 注記1参照		●																											



No	資料名	頁数	行数	項目	訂正前				訂正後																											
					室名	室番号	使用内容	耐震安全性	室名	室番号	使用内容	耐震安全性																								
33	(資料一2)業務要求水準書(別添資料4-2)各室性能表	47	表中	入居官署専用部分及び及び共通部分	<table border="1"> <thead> <tr> <th>室名</th> <th>室番号</th> <th>使用内容</th> <th>耐震安全性</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">入居官署専用部分及び及び共通部分</td> </tr> <tr> <td>共通事項 合計面積</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				室名	室番号	使用内容	耐震安全性	入居官署専用部分及び及び共通部分				共通事項 合計面積				<table border="1"> <thead> <tr> <th>室名</th> <th>室番号</th> <th>使用内容</th> <th>耐震安全性</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">入居官署専用部及び共用部</td> </tr> <tr> <td>共通事項 合計面積</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				室名	室番号	使用内容	耐震安全性	入居官署専用部及び共用部				共通事項 合計面積			
室名	室番号	使用内容	耐震安全性																																	
入居官署専用部分及び及び共通部分																																				
共通事項 合計面積																																				
室名	室番号	使用内容	耐震安全性																																	
入居官署専用部及び共用部																																				
共通事項 合計面積																																				
34	(資料一2)業務要求水準書(別添資料4-2-6)室別特記仕様書	3	5	②横浜地方検察庁分室事務室⑤(建築)	※記載なし				・事務室⑤内に、可動間仕切りで区切った部屋を設置(6㎡)																											
35	(資料一2)業務要求水準書(別添資料4-2-6)室別特記仕様書	5	31	②横浜地方検察庁分室事務室⑱(建築)	・事務室⑱内に、別途完全に区切った部屋を設置(10㎡)				・事務室⑱内に、可動間仕切りで区切った部屋を設置(10㎡)																											
36	(資料一2)業務要求水準書(別添資料4-2-6)室別特記仕様書	83	1	共用部分	共用部分				共用部																											

No	資料名	頁数	行数	項目	訂正前			訂正後					
					室名	名称	所要数 仕様	室名	名称	所要数 仕様			
37	(資料一2)業務要求水準書(別添資料4-8-1)備品等一覧	1	表中	②横浜地方検察庁分室 事務室⑰ 倉庫② 書庫 倉庫③ 倉庫④ 物置	室名	名称	所要数 仕様	室名	名称	所要数 仕様			
					②横浜地方検察庁分室						②横浜地方検察庁分室		
					事務室⑰	移動書架(手動)	B4サイズの書類を371.52f㎡収納できるものとする	事務室⑰	移動物品棚(手動)	275×345×500(W×H×D)の箱を720個収納できるものとする			
					倉庫②	移動書架(手動)	B4サイズの書類を495.36f㎡収納できるものとする	倉庫②	移動物品棚(手動)	275×345×500(W×H×D)の箱を768個収納できるものとする			
					書庫	移動書架(手動)	B4サイズの書類を495.36f㎡収納できるものとする	書庫	移動書架(手動)	A4サイズの書類を388.8f㎡収納できるものとする			
					③横浜保護観察所						③横浜保護観察所		
					倉庫③	移動書架(手動)	B4サイズの書類を309.6f㎡収納できるものとする	倉庫③	移動書架(手動)	B4サイズの書類を162f㎡収納できるものとする			
					倉庫④	移動書架(手動)	B4サイズの書類を123.84f㎡収納できるものとする	倉庫④	移動書架(手動)	B4サイズの書類を64.8f㎡収納できるものとする			
					物置	移動書架(手動)	B4サイズの書類を123.84f㎡収納できるものとする	物置	移動書架(手動)	A4サイズの書類を64.8f㎡収納できるものとする			
					38	(資料一2)業務要求水準書(別添資料4-8-1)備品等一覧	2	表中	③横浜保護観察所 書庫(企画) 書庫(処遇)	室名	名称	所要数 仕様	室名
③横浜保護観察所										③横浜保護観察所			
書庫(企画)	移動書架(手動)	A4サイズの書類を1069.2f㎡収納できるものとする	書庫(企画)	移動書架(手動)						A4サイズの書類を648f㎡収納できるものとする			
書庫(処遇)	移動書架(手動)	A4サイズの書類を1568.16f㎡収納できるものとする	書庫(処遇)	移動書架(手動)						A4サイズの書類を972f㎡収納できるものとする			
39	(資料一2)業務要求水準書(別添資料4-8-1)備品等一覧	10	表中	共用部分 入居官署専用部分及び及び 共通部分	室名	名称	所要数 仕様	室名	名称	所要数 仕様			
					共用部分						共用部		
					共通事項	消火器		共通事項	消火器				
					入居官署専用部分及び及び共通部分						入居官署専用部		
					共通事項	消火器		共通事項	消火器				
40	(資料一2)業務要求水準書(別添資料4-8-2)実験設備等一覧	3	表中	対象官署:⑤横浜税関 物理分析室(物理実験室)	室名	使用目的	レイアウト番号	機器名	寸法 幅×奥行×高さ(mm)	重量(kg/台)	台数		
					●物理分析室(物理実験室)	4	薬品用ショーケース	900×400×2,100	100	1			
					室名	使用目的	レイアウト番号	機器名	寸法 幅×奥行×高さ(mm)	重量(kg/台)	台数		
					●物理分析室(物理実験室)	4	薬品用ショーケース	900×400×2,100	100	2			

No	資料名	頁数	行数	項目	訂正前	訂正後																																																																										
41	(資料一2)業務要求水準書(別添資料4-8-2)実験設備等一覧	7	表中	対象官署:⑤横浜税関 石油実験室	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">室名</th> <th rowspan="2">使用目的</th> <th rowspan="2">レイアウト番号</th> <th rowspan="2">機器名</th> <th colspan="3">寸法</th> <th rowspan="2">重量(kg/台)</th> <th rowspan="2">台数</th> <th rowspan="2">仕様・参考型番</th> <th colspan="2">整備区分</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>幅</th> <th>奥行</th> <th>高さ(mm)</th> <th>PFI室内</th> <th>PFI室外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>●石油実験室</td> <td></td> <td>1</td> <td>遊水台設備</td> <td>500</td> <td>500</td> <td>400</td> <td>60</td> <td>1</td> <td>ホモジナイザー</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> </tbody> </table>	室名	使用目的	レイアウト番号	機器名	寸法			重量(kg/台)	台数	仕様・参考型番	整備区分		備考	幅	奥行	高さ(mm)	PFI室内	PFI室外	●石油実験室		1	遊水台設備	500	500	400	60	1	ホモジナイザー	○	○	<略>	※削除																																											
室名	使用目的	レイアウト番号	機器名	寸法						重量(kg/台)	台数	仕様・参考型番				整備区分			備考																																																													
				幅	奥行	高さ(mm)	PFI室内	PFI室外																																																																								
●石油実験室		1	遊水台設備	500	500	400	60	1	ホモジナイザー	○	○	<略>																																																																				
42	(資料一2)業務要求水準書(別添資料4-8-2)実験設備等一覧	7	表中	対象官署:⑤横浜税関 溶剤実験室	※記載なし	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">室名</th> <th rowspan="2">使用目的</th> <th rowspan="2">レイアウト番号</th> <th rowspan="2">機器名</th> <th colspan="3">寸法</th> <th rowspan="2">重量(kg/台)</th> <th rowspan="2">台数</th> <th rowspan="2">仕様・参考型番</th> <th colspan="2">整備区分</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>幅</th> <th>奥行</th> <th>高さ(mm)</th> <th>PFI室内</th> <th>PFI室外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>●溶剤実験室</td> <td></td> <td>1</td> <td>遊水台設備</td> <td>500</td> <td>500</td> <td>400</td> <td>60</td> <td>1</td> <td>ホモジナイザー</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> </tbody> </table>	室名	使用目的	レイアウト番号	機器名	寸法			重量(kg/台)	台数	仕様・参考型番	整備区分		備考	幅	奥行	高さ(mm)	PFI室内	PFI室外	●溶剤実験室		1	遊水台設備	500	500	400	60	1	ホモジナイザー	○	○	<略>																																											
室名	使用目的	レイアウト番号	機器名	寸法							重量(kg/台)	台数	仕様・参考型番				整備区分			備考																																																												
				幅	奥行	高さ(mm)	PFI室内	PFI室外																																																																								
●溶剤実験室		1	遊水台設備	500	500	400	60	1	ホモジナイザー	○	○	<略>																																																																				
43	(資料一2)業務要求水準書(別添資料4-8-2)実験設備等一覧	8	表中	対象官署:⑤横浜税関 赤外室 分析試料保管室	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">室名</th> <th rowspan="2">使用目的</th> <th rowspan="2">レイアウト番号</th> <th rowspan="2">機器名</th> <th colspan="3">寸法</th> <th rowspan="2">重量(kg/台)</th> <th rowspan="2">台数</th> <th rowspan="2">仕様・参考型番</th> <th colspan="2">整備区分</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>幅</th> <th>奥行</th> <th>高さ(mm)</th> <th>PFI室内</th> <th>PFI室外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>●赤外室</td> <td></td> <td></td> <td>指示灯</td> <td>400</td> <td>150</td> <td>100</td> <td></td> <td></td> <td>室外に使用中であることを示す</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>分析試料保管室</td> <td></td> <td></td> <td>暗室用赤色灯</td> <td>×</td> <td>×</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>暗室として使用する際に使用</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	室名	使用目的	レイアウト番号	機器名	寸法			重量(kg/台)	台数	仕様・参考型番	整備区分		備考	幅	奥行	高さ(mm)	PFI室内	PFI室外	●赤外室			指示灯	400	150	100			室外に使用中であることを示す		○		分析試料保管室			暗室用赤色灯	×	×				暗室として使用する際に使用		○		※削除																														
室名	使用目的	レイアウト番号	機器名	寸法						重量(kg/台)	台数	仕様・参考型番				整備区分			備考																																																													
				幅	奥行	高さ(mm)	PFI室内	PFI室外																																																																								
●赤外室			指示灯	400	150	100			室外に使用中であることを示す		○																																																																					
分析試料保管室			暗室用赤色灯	×	×				暗室として使用する際に使用		○																																																																					
44	(資料一2)業務要求水準書(別添資料4-8-2)実験設備等一覧	18	表中	対象官署:⑧横浜検疫所 残留農薬ドラフト室	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">室名</th> <th rowspan="2">使用目的</th> <th rowspan="2">レイアウト番号</th> <th rowspan="2">機器名</th> <th colspan="3">寸法</th> <th rowspan="2">重量(kg/台)</th> <th rowspan="2">台数</th> </tr> <tr> <th>幅</th> <th>奥行</th> <th>高さ(mm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>●残留農薬ドラフト室</td> <td></td> <td></td> <td>ホモジナイザー(日本精機)</td> <td>250</td> <td>245</td> <td>380</td> <td></td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table>	室名	使用目的	レイアウト番号	機器名	寸法			重量(kg/台)	台数	幅	奥行	高さ(mm)	●残留農薬ドラフト室			ホモジナイザー(日本精機)	250	245	380		5	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">室名</th> <th rowspan="2">使用目的</th> <th rowspan="2">レイアウト番号</th> <th rowspan="2">機器名</th> <th colspan="3">寸法</th> <th rowspan="2">重量(kg/台)</th> <th rowspan="2">台数</th> </tr> <tr> <th>幅</th> <th>奥行</th> <th>高さ(mm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>●残留農薬ドラフト室</td> <td></td> <td></td> <td>ホモジナイザー(日本精機)</td> <td>250</td> <td>245</td> <td>380</td> <td></td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table>	室名	使用目的	レイアウト番号	機器名	寸法			重量(kg/台)	台数	幅	奥行	高さ(mm)	●残留農薬ドラフト室			ホモジナイザー(日本精機)	250	245	380		5																																
室名	使用目的	レイアウト番号	機器名	寸法						重量(kg/台)	台数																																																																					
				幅	奥行	高さ(mm)																																																																										
●残留農薬ドラフト室			ホモジナイザー(日本精機)	250	245	380		5																																																																								
室名	使用目的	レイアウト番号	機器名	寸法			重量(kg/台)	台数																																																																								
				幅	奥行	高さ(mm)																																																																										
●残留農薬ドラフト室			ホモジナイザー(日本精機)	250	245	380		5																																																																								
45	(資料一2)業務要求水準書(別添資料4-8-2)実験設備等一覧	32	表中	対象官署:⑧横浜検疫所 食品微生物抽出精製室	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">室名</th> <th rowspan="2">使用目的</th> <th rowspan="2">レイアウト番号</th> <th rowspan="2">機器名</th> <th colspan="3">寸法</th> </tr> <tr> <th>幅</th> <th>奥行</th> <th>高さ(mm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">食品微生物抽出精製室</td> <td rowspan="6">微生物の遺伝子検査のためのDNA及びRNAの抽出精製。常駐は無し。</td> <td rowspan="6"></td> <td>① 安全キャビネット</td> <td>1400</td> <td>900</td> <td>2000</td> </tr> <tr> <td>実験台</td> <td>2400</td> <td>1500</td> <td>800</td> </tr> <tr> <td>④ 冷蔵庫</td> <td>800</td> <td>540</td> <td>1810</td> </tr> <tr> <td>③ 冷凍庫</td> <td>800</td> <td>770</td> <td>1806</td> </tr> <tr> <td>椅子</td> <td>455</td> <td>435</td> <td>800</td> </tr> <tr> <td>② 遠心機</td> <td>340</td> <td>470</td> <td>860</td> </tr> </tbody> </table>	室名	使用目的	レイアウト番号	機器名	寸法			幅	奥行	高さ(mm)	食品微生物抽出精製室	微生物の遺伝子検査のためのDNA及びRNAの抽出精製。常駐は無し。		① 安全キャビネット	1400	900	2000	実験台	2400	1500	800	④ 冷蔵庫	800	540	1810	③ 冷凍庫	800	770	1806	椅子	455	435	800	② 遠心機	340	470	860	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">室名</th> <th rowspan="2">使用目的</th> <th rowspan="2">レイアウト番号</th> <th rowspan="2">機器名</th> <th colspan="3">寸法</th> </tr> <tr> <th>幅</th> <th>奥行</th> <th>高さ(mm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">●食品微生物抽出精製室</td> <td rowspan="6">微生物の遺伝子検査のためのDNA及びRNAの抽出精製。常駐は無し。</td> <td rowspan="6"></td> <td>① 安全キャビネット</td> <td>1400</td> <td>900</td> <td>2000</td> </tr> <tr> <td>実験台</td> <td>2400</td> <td>1500</td> <td>800</td> </tr> <tr> <td>④ 冷蔵庫</td> <td>800</td> <td>540</td> <td>1810</td> </tr> <tr> <td>③ 冷凍庫</td> <td>800</td> <td>770</td> <td>1806</td> </tr> <tr> <td>椅子</td> <td>455</td> <td>435</td> <td>800</td> </tr> <tr> <td>② 遠心機</td> <td>340</td> <td>470</td> <td>860</td> </tr> </tbody> </table>	室名	使用目的	レイアウト番号	機器名	寸法			幅	奥行	高さ(mm)	●食品微生物抽出精製室	微生物の遺伝子検査のためのDNA及びRNAの抽出精製。常駐は無し。		① 安全キャビネット	1400	900	2000	実験台	2400	1500	800	④ 冷蔵庫	800	540	1810	③ 冷凍庫	800	770	1806	椅子	455	435	800	② 遠心機	340	470	860
室名	使用目的	レイアウト番号	機器名	寸法																																																																												
				幅	奥行	高さ(mm)																																																																										
食品微生物抽出精製室	微生物の遺伝子検査のためのDNA及びRNAの抽出精製。常駐は無し。		① 安全キャビネット	1400	900	2000																																																																										
			実験台	2400	1500	800																																																																										
			④ 冷蔵庫	800	540	1810																																																																										
			③ 冷凍庫	800	770	1806																																																																										
			椅子	455	435	800																																																																										
			② 遠心機	340	470	860																																																																										
室名	使用目的	レイアウト番号	機器名	寸法																																																																												
				幅	奥行	高さ(mm)																																																																										
●食品微生物抽出精製室	微生物の遺伝子検査のためのDNA及びRNAの抽出精製。常駐は無し。		① 安全キャビネット	1400	900	2000																																																																										
			実験台	2400	1500	800																																																																										
			④ 冷蔵庫	800	540	1810																																																																										
			③ 冷凍庫	800	770	1806																																																																										
			椅子	455	435	800																																																																										
			② 遠心機	340	470	860																																																																										

No	資料名	頁数	行数	項目	訂正前	訂正後																																																						
46	(資料一2)業務要求水準書(別添資料4-8-2)実験設備等一覧	1 ~ 38	—	注記	注記:室名に●印が付いた部屋の空調は、「特殊実験室空調」である。	注記:室名に●印が付いた部屋の空調は、「特殊実験室空調設備」である。																																																						
47	(資料一2)業務要求水準書(別添資料4-8-5)専用機器一覧表	23 32	表中	⑤横浜税関 化学分析室 試薬・溶剤保管室	<table border="1"> <thead> <tr> <th>室名又は部位</th> <th>負荷名称</th> <th>負荷容量(kVA)</th> <th>台数</th> <th>電源種別</th> <th>接続先又はコンセント形状</th> <th>発電機回路</th> <th>UPS回路</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>●化学分析室</td> <td>多連マグネチックスターワー</td> <td>0.200</td> <td>1</td> <td>単相200V</td> <td>2P15AE付</td> <td>—</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>●試薬・溶剤保管室</td> <td>冷凍庫</td> <td>0.300</td> <td>1</td> <td>単相100V</td> <td>2P15AE付</td> <td>○</td> <td>—</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	室名又は部位	負荷名称	負荷容量(kVA)	台数	電源種別	接続先又はコンセント形状	発電機回路	UPS回路	備考	●化学分析室	多連マグネチックスターワー	0.200	1	単相200V	2P15AE付	—	—		●試薬・溶剤保管室	冷凍庫	0.300	1	単相100V	2P15AE付	○	—		<table border="1"> <thead> <tr> <th>室名又は部位</th> <th>負荷名称</th> <th>負荷容量(kVA)</th> <th>台数</th> <th>電源種別</th> <th>接続先又はコンセント形状</th> <th>発電機回路</th> <th>UPS回路</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>●化学分析室</td> <td>多連マグネチックスターワー</td> <td>0.200</td> <td>1</td> <td>単相200V</td> <td>2P15AE付</td> <td>—</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>●試薬・溶剤保管室</td> <td>冷凍庫</td> <td>0.300</td> <td>1</td> <td>単相100V</td> <td>2P15AE付</td> <td>○</td> <td>—</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	室名又は部位	負荷名称	負荷容量(kVA)	台数	電源種別	接続先又はコンセント形状	発電機回路	UPS回路	備考	●化学分析室	多連マグネチックスターワー	0.200	1	単相200V	2P15AE付	—	—		●試薬・溶剤保管室	冷凍庫	0.300	1	単相100V	2P15AE付	○	—	
室名又は部位	負荷名称	負荷容量(kVA)	台数	電源種別	接続先又はコンセント形状	発電機回路	UPS回路	備考																																																				
●化学分析室	多連マグネチックスターワー	0.200	1	単相200V	2P15AE付	—	—																																																					
●試薬・溶剤保管室	冷凍庫	0.300	1	単相100V	2P15AE付	○	—																																																					
室名又は部位	負荷名称	負荷容量(kVA)	台数	電源種別	接続先又はコンセント形状	発電機回路	UPS回路	備考																																																				
●化学分析室	多連マグネチックスターワー	0.200	1	単相200V	2P15AE付	—	—																																																					
●試薬・溶剤保管室	冷凍庫	0.300	1	単相100V	2P15AE付	○	—																																																					
48	(資料一2)業務要求水準書(別添資料4-8-5)専用機器一覧表	24 25	表中	⑤横浜税関 物理分析室	<table border="1"> <thead> <tr> <th>室名又は部位</th> <th>負荷名称</th> <th>負荷容量(kVA)</th> <th>台数</th> <th>電源種別</th> <th>接続先又はコンセント形状</th> <th>発電機回路</th> <th>UPS回路</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>●物理分析室</td> <td>ソフツル型 放射線測定器 放射線測定器 エキスト科学 FP01</td> <td>1.200</td> <td>1</td> <td>単相200V</td> <td>2P15AE付</td> <td>—</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>●物理分析室</td> <td>放射線測定器 放射線測定器 エキスト科学 AFP300</td> <td>1.200</td> <td>1</td> <td>単相100V</td> <td>2P15AE付</td> <td>—</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>●物理分析室</td> <td>ロータリーポンプ</td> <td>0.100</td> <td>1</td> <td>単相100V</td> <td>2P15AE付</td> <td>—</td> <td>—</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	室名又は部位	負荷名称	負荷容量(kVA)	台数	電源種別	接続先又はコンセント形状	発電機回路	UPS回路	備考	●物理分析室	ソフツル型 放射線測定器 放射線測定器 エキスト科学 FP01	1.200	1	単相200V	2P15AE付	—	—		●物理分析室	放射線測定器 放射線測定器 エキスト科学 AFP300	1.200	1	単相100V	2P15AE付	—	—		●物理分析室	ロータリーポンプ	0.100	1	単相100V	2P15AE付	—	—		※削除																		
室名又は部位	負荷名称	負荷容量(kVA)	台数	電源種別	接続先又はコンセント形状	発電機回路	UPS回路	備考																																																				
●物理分析室	ソフツル型 放射線測定器 放射線測定器 エキスト科学 FP01	1.200	1	単相200V	2P15AE付	—	—																																																					
●物理分析室	放射線測定器 放射線測定器 エキスト科学 AFP300	1.200	1	単相100V	2P15AE付	—	—																																																					
●物理分析室	ロータリーポンプ	0.100	1	単相100V	2P15AE付	—	—																																																					
49	(資料一2)業務要求水準書(別添資料4-8-5)専用機器一覧表	24	表中	⑤横浜税関 化学分析室	※記載なし	<table border="1"> <thead> <tr> <th>室名又は部位</th> <th>負荷名称</th> <th>負荷容量(kVA)</th> <th>台数</th> <th>電源種別</th> <th>接続先又はコンセント形状</th> <th>発電機回路</th> <th>UPS回路</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>●化学分析室</td> <td>ソフツル型 放射線測定器 放射線測定器 エキスト科学 FP01</td> <td>1.200</td> <td>1</td> <td>単相200V</td> <td>2P15AE付</td> <td>—</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>●化学分析室</td> <td>放射線測定器 放射線測定器 エキスト科学 AFP300</td> <td>1.200</td> <td>1</td> <td>単相100V</td> <td>2P15AE付</td> <td>—</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>●化学分析室</td> <td>ロータリーポンプ</td> <td>0.100</td> <td>1</td> <td>単相100V</td> <td>2P15AE付</td> <td>—</td> <td>—</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	室名又は部位	負荷名称	負荷容量(kVA)	台数	電源種別	接続先又はコンセント形状	発電機回路	UPS回路	備考	●化学分析室	ソフツル型 放射線測定器 放射線測定器 エキスト科学 FP01	1.200	1	単相200V	2P15AE付	—	—		●化学分析室	放射線測定器 放射線測定器 エキスト科学 AFP300	1.200	1	単相100V	2P15AE付	—	—		●化学分析室	ロータリーポンプ	0.100	1	単相100V	2P15AE付	—	—																			
室名又は部位	負荷名称	負荷容量(kVA)	台数	電源種別	接続先又はコンセント形状	発電機回路	UPS回路	備考																																																				
●化学分析室	ソフツル型 放射線測定器 放射線測定器 エキスト科学 FP01	1.200	1	単相200V	2P15AE付	—	—																																																					
●化学分析室	放射線測定器 放射線測定器 エキスト科学 AFP300	1.200	1	単相100V	2P15AE付	—	—																																																					
●化学分析室	ロータリーポンプ	0.100	1	単相100V	2P15AE付	—	—																																																					
50	(資料一2)業務要求水準書(別添資料4-8-5)専用機器一覧表	27	表中	⑤横浜税関 LC及びLC/MS室	<table border="1"> <thead> <tr> <th>室名又は部位</th> <th>負荷名称</th> <th>負荷容量(kVA)</th> <th>台数</th> <th>電源種別</th> <th>接続先又はコンセント形状</th> <th>発電機回路</th> <th>UPS回路</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>●LC及びLC/MS室</td> <td>ガスクロマトグラフ水素炎イオン化検出器 放射線測定器 - 島津</td> <td>1.800</td> <td>1</td> <td>単相100V</td> <td>誘導</td> <td>—</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>●LC及びLC/MS室</td> <td>ガスクロマトグラフ質量分析計 放射線測定器 - 島津</td> <td>1.800</td> <td>1</td> <td>単相100V</td> <td>2P15AE付</td> <td>—</td> <td>空部</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	室名又は部位	負荷名称	負荷容量(kVA)	台数	電源種別	接続先又はコンセント形状	発電機回路	UPS回路	備考	●LC及びLC/MS室	ガスクロマトグラフ水素炎イオン化検出器 放射線測定器 - 島津	1.800	1	単相100V	誘導	—	—		●LC及びLC/MS室	ガスクロマトグラフ質量分析計 放射線測定器 - 島津	1.800	1	単相100V	2P15AE付	—	空部		※削除																											
室名又は部位	負荷名称	負荷容量(kVA)	台数	電源種別	接続先又はコンセント形状	発電機回路	UPS回路	備考																																																				
●LC及びLC/MS室	ガスクロマトグラフ水素炎イオン化検出器 放射線測定器 - 島津	1.800	1	単相100V	誘導	—	—																																																					
●LC及びLC/MS室	ガスクロマトグラフ質量分析計 放射線測定器 - 島津	1.800	1	単相100V	2P15AE付	—	空部																																																					

No	資料名	頁数	行数	項目	訂正前	訂正後																																																																																																												
51	(資料-2)業務要求水準書(別添資料4-8-5)専用機器一覧表	28	表中	⑤横浜税関 GC及びGC/MS室	※記載なし	<table border="1"> <thead> <tr> <th>室名又は部位</th> <th>負荷名称</th> <th>負荷容量(kVA)</th> <th>台数</th> <th>電源種別</th> <th>接続先又はコンセント形状</th> <th>発電機回路</th> <th>UPS回路</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>●GC及GC/MS室</td> <td>ガスロットグラフ水素臭イオン化検出器 装置部番：高直</td> <td>1.800</td> <td>3</td> <td>単相100V</td> <td>特殊</td> <td>二</td> <td>二</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>ガスロットグラフ質量分析計 装置部番：高直</td> <td>1.800</td> <td>2</td> <td>単相100V</td> <td>2P15AE付</td> <td>二</td> <td>二</td> <td>区配</td> </tr> </tbody> </table>	室名又は部位	負荷名称	負荷容量(kVA)	台数	電源種別	接続先又はコンセント形状	発電機回路	UPS回路	備考	●GC及GC/MS室	ガスロットグラフ水素臭イオン化検出器 装置部番：高直	1.800	3	単相100V	特殊	二	二			ガスロットグラフ質量分析計 装置部番：高直	1.800	2	単相100V	2P15AE付	二	二	区配																																																																																	
室名又は部位	負荷名称	負荷容量(kVA)	台数	電源種別	接続先又はコンセント形状	発電機回路	UPS回路	備考																																																																																																										
●GC及GC/MS室	ガスロットグラフ水素臭イオン化検出器 装置部番：高直	1.800	3	単相100V	特殊	二	二																																																																																																											
	ガスロットグラフ質量分析計 装置部番：高直	1.800	2	単相100V	2P15AE付	二	二	区配																																																																																																										
52	(資料-2)業務要求水準書(別添資料4-8-5)専用機器一覧表	66 80 82 84 89	表中	⑧横浜検疫所 有害有毒等洗浄室 GMO増幅室 GMO検体保管庫(冷凍) 食品微生物検体調製室 感染症第一検査室	<table border="1"> <thead> <tr> <th>室名又は部位</th> <th>負荷名称</th> <th>負荷容量(kVA)</th> <th>台数</th> <th>電源種別</th> <th>接続先又はコンセント形状</th> <th>発電機回路</th> <th>UPS回路</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>●有害有毒等洗浄室</td> <td>超音波洗浄機 参考型番：エヌエヌディ US-KS</td> <td>0.340</td> <td>1</td> <td>単相100V</td> <td>3P15AE付</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>レイアウト番号②</td> </tr> <tr> <td>●GMO増幅室</td> <td>プリンター</td> <td>0.012</td> <td>1</td> <td>単相100V</td> <td>2P15AE付</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>レイアウト番号②</td> </tr> <tr> <td>●GMO検体保管庫(冷凍)</td> <td>冷凍庫</td> <td>0.570</td> <td>1</td> <td>三相200V</td> <td>3P20AE付</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>レイアウト番号①</td> </tr> <tr> <td>食品微生物検体調製室</td> <td>クリーンベンチ 参考型番：ECH1303CN(日立)</td> <td>2.000</td> <td>1</td> <td>単相100V</td> <td>2P20AE付</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>レイアウト番号①</td> </tr> <tr> <td>●感染症第一検査室</td> <td>CO2インキュベーター 参考型番：MOC-170AICUVH-FJ</td> <td>0.380</td> <td>1</td> <td>単相100V</td> <td>2P15AE付</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>レイアウト番号②</td> </tr> </tbody> </table>	室名又は部位	負荷名称	負荷容量(kVA)	台数	電源種別	接続先又はコンセント形状	発電機回路	UPS回路	備考	●有害有毒等洗浄室	超音波洗浄機 参考型番：エヌエヌディ US-KS	0.340	1	単相100V	3P15AE付	-	-	レイアウト番号②	●GMO増幅室	プリンター	0.012	1	単相100V	2P15AE付	-	-	レイアウト番号②	●GMO検体保管庫(冷凍)	冷凍庫	0.570	1	三相200V	3P20AE付	○	-	レイアウト番号①	食品微生物検体調製室	クリーンベンチ 参考型番：ECH1303CN(日立)	2.000	1	単相100V	2P20AE付	-	-	レイアウト番号①	●感染症第一検査室	CO2インキュベーター 参考型番：MOC-170AICUVH-FJ	0.380	1	単相100V	2P15AE付	○	-	レイアウト番号②	<table border="1"> <thead> <tr> <th>室名又は部位</th> <th>負荷名称</th> <th>負荷容量(kVA)</th> <th>台数</th> <th>電源種別</th> <th>接続先又はコンセント形状</th> <th>発電機回路</th> <th>UPS回路</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>●有害有毒等洗浄室</td> <td>超音波洗浄機 参考型番：エヌエヌディ US-KS</td> <td>0.340</td> <td>1</td> <td>単相100V</td> <td>3P15AE付</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>レイアウト番号②</td> </tr> <tr> <td>●GMO増幅室</td> <td>プリンター</td> <td>0.012</td> <td>2</td> <td>単相100V</td> <td>2P15AE付</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>レイアウト番号②</td> </tr> <tr> <td>●GMO検体保管庫(冷凍)</td> <td>冷凍庫</td> <td>0.570</td> <td>1</td> <td>三相200V</td> <td>3P20AE付</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>レイアウト番号①</td> </tr> <tr> <td>食品微生物検体調製室</td> <td>クリーンベンチ 参考型番：ECH1303CN(日立)</td> <td>2.000</td> <td>2</td> <td>単相100V</td> <td>2P20AE付</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>レイアウト番号①</td> </tr> <tr> <td>●感染症第一検査室</td> <td>CO2インキュベーター 参考型番：MOC-170AICUVH-FJ</td> <td>0.380</td> <td>2</td> <td>単相100V</td> <td>2P15AE付</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>レイアウト番号②</td> </tr> </tbody> </table>	室名又は部位	負荷名称	負荷容量(kVA)	台数	電源種別	接続先又はコンセント形状	発電機回路	UPS回路	備考	●有害有毒等洗浄室	超音波洗浄機 参考型番：エヌエヌディ US-KS	0.340	1	単相100V	3P15AE付	-	-	レイアウト番号②	●GMO増幅室	プリンター	0.012	2	単相100V	2P15AE付	-	-	レイアウト番号②	●GMO検体保管庫(冷凍)	冷凍庫	0.570	1	三相200V	3P20AE付	○	-	レイアウト番号①	食品微生物検体調製室	クリーンベンチ 参考型番：ECH1303CN(日立)	2.000	2	単相100V	2P20AE付	-	-	レイアウト番号①	●感染症第一検査室	CO2インキュベーター 参考型番：MOC-170AICUVH-FJ	0.380	2	単相100V	2P15AE付	○	-	レイアウト番号②
室名又は部位	負荷名称	負荷容量(kVA)	台数	電源種別	接続先又はコンセント形状	発電機回路	UPS回路	備考																																																																																																										
●有害有毒等洗浄室	超音波洗浄機 参考型番：エヌエヌディ US-KS	0.340	1	単相100V	3P15AE付	-	-	レイアウト番号②																																																																																																										
●GMO増幅室	プリンター	0.012	1	単相100V	2P15AE付	-	-	レイアウト番号②																																																																																																										
●GMO検体保管庫(冷凍)	冷凍庫	0.570	1	三相200V	3P20AE付	○	-	レイアウト番号①																																																																																																										
食品微生物検体調製室	クリーンベンチ 参考型番：ECH1303CN(日立)	2.000	1	単相100V	2P20AE付	-	-	レイアウト番号①																																																																																																										
●感染症第一検査室	CO2インキュベーター 参考型番：MOC-170AICUVH-FJ	0.380	1	単相100V	2P15AE付	○	-	レイアウト番号②																																																																																																										
室名又は部位	負荷名称	負荷容量(kVA)	台数	電源種別	接続先又はコンセント形状	発電機回路	UPS回路	備考																																																																																																										
●有害有毒等洗浄室	超音波洗浄機 参考型番：エヌエヌディ US-KS	0.340	1	単相100V	3P15AE付	-	-	レイアウト番号②																																																																																																										
●GMO増幅室	プリンター	0.012	2	単相100V	2P15AE付	-	-	レイアウト番号②																																																																																																										
●GMO検体保管庫(冷凍)	冷凍庫	0.570	1	三相200V	3P20AE付	○	-	レイアウト番号①																																																																																																										
食品微生物検体調製室	クリーンベンチ 参考型番：ECH1303CN(日立)	2.000	2	単相100V	2P20AE付	-	-	レイアウト番号①																																																																																																										
●感染症第一検査室	CO2インキュベーター 参考型番：MOC-170AICUVH-FJ	0.380	2	単相100V	2P15AE付	○	-	レイアウト番号②																																																																																																										
53	(資料-2)業務要求水準書(別添資料4-8-5)専用機器一覧表	77	表中	⑧横浜検疫所 GMO粉碎室	<table border="1"> <thead> <tr> <th>室名又は部位</th> <th>負荷名称</th> <th>負荷容量(kVA)</th> <th>台数</th> <th>電源種別</th> <th>接続先又はコンセント形状</th> <th>発電機回路</th> <th>UPS回路</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>●GMO粉碎室</td> <td>超音波洗浄機</td> <td>1.200</td> <td>1</td> <td>単相100V</td> <td>2P15AE付</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>レイアウト番号②</td> </tr> </tbody> </table>	室名又は部位	負荷名称	負荷容量(kVA)	台数	電源種別	接続先又はコンセント形状	発電機回路	UPS回路	備考	●GMO粉碎室	超音波洗浄機	1.200	1	単相100V	2P15AE付	-	-	レイアウト番号②	<table border="1"> <thead> <tr> <th>室名又は部位</th> <th>負荷名称</th> <th>負荷容量(kVA)</th> <th>台数</th> <th>電源種別</th> <th>接続先又はコンセント形状</th> <th>発電機回路</th> <th>UPS回路</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>●GMO粉碎室</td> <td>超音波洗浄機</td> <td>1.200</td> <td>1</td> <td>単相100V</td> <td>2P15AE付</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>レイアウト番号②</td> </tr> </tbody> </table>	室名又は部位	負荷名称	負荷容量(kVA)	台数	電源種別	接続先又はコンセント形状	発電機回路	UPS回路	備考	●GMO粉碎室	超音波洗浄機	1.200	1	単相100V	2P15AE付	-	-	レイアウト番号②																																																																								
室名又は部位	負荷名称	負荷容量(kVA)	台数	電源種別	接続先又はコンセント形状	発電機回路	UPS回路	備考																																																																																																										
●GMO粉碎室	超音波洗浄機	1.200	1	単相100V	2P15AE付	-	-	レイアウト番号②																																																																																																										
室名又は部位	負荷名称	負荷容量(kVA)	台数	電源種別	接続先又はコンセント形状	発電機回路	UPS回路	備考																																																																																																										
●GMO粉碎室	超音波洗浄機	1.200	1	単相100V	2P15AE付	-	-	レイアウト番号②																																																																																																										
54	(資料-2)業務要求水準書(別添資料4-8-5)専用機器一覧表	88	表中	⑧横浜検疫所 感染症検査室前室	<table border="1"> <thead> <tr> <th>室名又は部位</th> <th>負荷名称</th> <th>負荷容量(kVA)</th> <th>台数</th> <th>電源種別</th> <th>接続先又はコンセント形状</th> <th>発電機回路</th> <th>UPS回路</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>感染症検査室前室</td> <td>両面式高圧滅菌器</td> <td>事業者提案</td> <td>1</td> <td>事業者提案</td> <td>事業者提案</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>感染症第二検査室との壁に設置 レイアウト番号① 負荷はPFI事業内</td> </tr> </tbody> </table>	室名又は部位	負荷名称	負荷容量(kVA)	台数	電源種別	接続先又はコンセント形状	発電機回路	UPS回路	備考	感染症検査室前室	両面式高圧滅菌器	事業者提案	1	事業者提案	事業者提案	-	-	感染症第二検査室との壁に設置 レイアウト番号① 負荷はPFI事業内	<table border="1"> <thead> <tr> <th>室名又は部位</th> <th>負荷名称</th> <th>負荷容量(kVA)</th> <th>台数</th> <th>電源種別</th> <th>接続先又はコンセント形状</th> <th>発電機回路</th> <th>UPS回路</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>●感染症検査室前室</td> <td>両面式高圧滅菌器</td> <td>事業者提案</td> <td>1</td> <td>事業者提案</td> <td>事業者提案</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>感染症第二検査室との壁に設置 レイアウト番号① 負荷はPFI事業内</td> </tr> </tbody> </table>	室名又は部位	負荷名称	負荷容量(kVA)	台数	電源種別	接続先又はコンセント形状	発電機回路	UPS回路	備考	●感染症検査室前室	両面式高圧滅菌器	事業者提案	1	事業者提案	事業者提案	-	-	感染症第二検査室との壁に設置 レイアウト番号① 負荷はPFI事業内																																																																								
室名又は部位	負荷名称	負荷容量(kVA)	台数	電源種別	接続先又はコンセント形状	発電機回路	UPS回路	備考																																																																																																										
感染症検査室前室	両面式高圧滅菌器	事業者提案	1	事業者提案	事業者提案	-	-	感染症第二検査室との壁に設置 レイアウト番号① 負荷はPFI事業内																																																																																																										
室名又は部位	負荷名称	負荷容量(kVA)	台数	電源種別	接続先又はコンセント形状	発電機回路	UPS回路	備考																																																																																																										
●感染症検査室前室	両面式高圧滅菌器	事業者提案	1	事業者提案	事業者提案	-	-	感染症第二検査室との壁に設置 レイアウト番号① 負荷はPFI事業内																																																																																																										
55	(資料-2)業務要求水準書(別添資料4-8-5)専用機器一覧表	115	4	3.(1)	「実験室電源配線等」の範囲は「室名又は部位」に●印の付いた室に係る「一般コンセント、専用機器、個別空調、特殊空調、特殊実験室空調に係る配線、配管及び盤等」とする。	「実験室電源配線等」の範囲は「室名又は部位」に●印の付いた室に係る「一般コンセント、専用機器、個別空調、特殊空調、特殊実験室空調設備」に係る配線、配管及び盤等」とする。																																																																																																												

No	資料名	頁数	行数	項目	訂正前	訂正後								
56	(資料—2)業務要求水準書 (別添資料4-10)既存建築物等解体撤去	1	-	-	別添資料4-10 既存建築物等解体撤去	別添資料4-10 既存建物等解体撤去								
57	(資料—2)業務要求水準書 (別添資料4-10)既存建築物等解体撤去	1	表中	1. (5)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>煉瓦混じり残土</td> <td>70,000m<sup>3</sup></td> </tr> </tbody> </table>	項目	数量	煉瓦混じり残土	70,000m <sup>3</sup>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>煉瓦混じり残土</td> <td>25,000m<sup>3</sup></td> </tr> </tbody> </table>	項目	数量	煉瓦混じり残土	25,000m <sup>3</sup>
項目	数量													
煉瓦混じり残土	70,000m <sup>3</sup>													
項目	数量													
煉瓦混じり残土	25,000m <sup>3</sup>													
58	(資料—2)業務要求水準書 (別添資料4-10)既存建築物等解体撤去	2	22	4. (1)	※記載なし	なお、横浜税関分関の外壁吹付け塗装材(下地含む)は、分析調査によりアスベスト含有のないことが確認されている。								
59	(資料—2)業務要求水準書 (別添資料4-10)既存建築物等解体撤去	3	5	5. (1)	既存建築物等の解体撤去に伴うPCBの撤去及び集積(箱詰め)については、事業者が行い、当該廃棄物の管理を行う横浜税関に引き渡すものとする。	既存建物等の解体撤去に伴うPCBの撤去及び集積(箱詰め)については、事業者が行い、当該廃棄物の管理を行う横浜税関に引き渡すものとする。								
60	(資料—2)業務要求水準書 (別添資料4-10)既存建築物等解体撤去	3	18	6. (5)	積み込み・運搬費用、処分費用等を事業費に見込むこと。	積み込み・運搬費用、処分費用を事業費に見込むこと。								
61	(資料—2)業務要求水準書 (別添資料4-10)既存建築物等解体撤去	3	20	6. (6)	6.(5)の撤去費用は <u>実際の発生数量との精算を行う。</u>	6.(5)の撤去費用は、 <u>実際の発生量と差が生じた場合、国及び事業者が協議の上、事業費の改定を行うことができる。</u> 埋蔵文化財の発生量が増減し、建設発生土の発生量に影響を与える場合は、それぞれ実際の発生量と【様式B-6-22】に記載の単価に基づき、協議を行う。								

No	資料名	頁数	行数	項目	訂正前	訂正後																																																																																																																																																																																																																		
62	(資料—2)業務要求水準書(別添資料5—1)定期点検等及び保守業務に係る要求水準	4	表中	建築設備	※記載なし	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>要求水準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建築設備 槽内配電線路</td> <td>・ 定期的に点検・試験等を行い、電線路等の損傷、劣化等を把握し、不具合箇所には保守・修繕を施し、所定の性能を發揮できるように維持する。</td> </tr> <tr> <td>槽内通信線路</td> <td>・ 定期的な点検・試験等を行い、電線路等の損傷、劣化等を把握し、不具合箇所には保守・修繕を施し、所定の性能を發揮できるように維持する。</td> </tr> </tbody> </table>	項目	要求水準	建築設備 槽内配電線路	・ 定期的に点検・試験等を行い、電線路等の損傷、劣化等を把握し、不具合箇所には保守・修繕を施し、所定の性能を發揮できるように維持する。	槽内通信線路	・ 定期的な点検・試験等を行い、電線路等の損傷、劣化等を把握し、不具合箇所には保守・修繕を施し、所定の性能を發揮できるように維持する。																																																																																																																																																																																																												
項目	要求水準																																																																																																																																																																																																																							
建築設備 槽内配電線路	・ 定期的に点検・試験等を行い、電線路等の損傷、劣化等を把握し、不具合箇所には保守・修繕を施し、所定の性能を發揮できるように維持する。																																																																																																																																																																																																																							
槽内通信線路	・ 定期的な点検・試験等を行い、電線路等の損傷、劣化等を把握し、不具合箇所には保守・修繕を施し、所定の性能を發揮できるように維持する。																																																																																																																																																																																																																							
63	(資料—2)業務要求水準書(別添資料5—2)運転・監視及び日常点検・保守業務に係る要求水準	2	表中	建築設備	※記載なし	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>要求水準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建築設備 槽内配電線路</td> <td>・ 日常的に異常及び汚損等の有無の点検及び必要な保守を行い、所定の性能を維持している状態を確認する。</td> </tr> <tr> <td>槽内通信線路</td> <td>・ 日常的に異常及び汚損等の有無の点検及び必要な保守を行い、所定の性能を維持している状態を確認する。</td> </tr> </tbody> </table>	項目	要求水準	建築設備 槽内配電線路	・ 日常的に異常及び汚損等の有無の点検及び必要な保守を行い、所定の性能を維持している状態を確認する。	槽内通信線路	・ 日常的に異常及び汚損等の有無の点検及び必要な保守を行い、所定の性能を維持している状態を確認する。																																																																																																																																																																																																												
項目	要求水準																																																																																																																																																																																																																							
建築設備 槽内配電線路	・ 日常的に異常及び汚損等の有無の点検及び必要な保守を行い、所定の性能を維持している状態を確認する。																																																																																																																																																																																																																							
槽内通信線路	・ 日常的に異常及び汚損等の有無の点検及び必要な保守を行い、所定の性能を維持している状態を確認する。																																																																																																																																																																																																																							
64	(資料—2)業務要求水準書(別添資料5—4)入居官署毎の勤務時間、諸室毎の業務実施時間帯及び立入りの制限等	3	表中	③横浜保護観察所	※記載なし	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">入居官署、室名 又は用途、部位</th> <th rowspan="2">勤務、在席時間等(参考)</th> <th colspan="2">清掃業務範囲</th> <th colspan="2">立入りに 関する制限</th> </tr> <tr> <th>清掃項目</th> <th>時間帯</th> <th>入室許可</th> <th>左記業務</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>8</td> <td>7</td> <td>8</td> <td>9</td> <td>10</td> <td>11</td> <td>12</td> <td>13</td> <td>14</td> <td>15</td> <td>16</td> <td>17</td> <td>18</td> <td>19</td> <td>20</td> <td>21</td> <td></td> <td></td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>面接調査室②</td> <td>常時</td> <td>B</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>二</td> <td>不</td> <td>休</td> <td>不</td> <td>要</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>面接調査室③</td> <td>常時</td> <td>B</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>二</td> <td>不</td> <td>休</td> <td>不</td> <td>要</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>面接調査室④</td> <td>常時</td> <td>B</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>二</td> <td>不</td> <td>休</td> <td>不</td> <td>要</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>面接調査室⑤</td> <td>常時</td> <td>B</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>二</td> <td>不</td> <td>休</td> <td>不</td> <td>要</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>面接調査室⑥</td> <td>常時</td> <td>B</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>二</td> <td>不</td> <td>休</td> <td>不</td> <td>要</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>面接調査室⑦</td> <td>常時</td> <td>B</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>二</td> <td>不</td> <td>休</td> <td>不</td> <td>要</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>面接調査室⑧</td> <td>常時</td> <td>B</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>二</td> <td>不</td> <td>休</td> <td>不</td> <td>要</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>面接調査室⑨</td> <td>常時</td> <td>B</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>二</td> <td>不</td> <td>休</td> <td>不</td> <td>要</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>面接調査室⑩</td> <td>常時</td> <td>B</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>二</td> <td>不</td> <td>休</td> <td>不</td> <td>要</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	入居官署、室名 又は用途、部位	勤務、在席時間等(参考)	清掃業務範囲		立入りに 関する制限		清掃項目	時間帯	入室許可	左記業務			8	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21			面接調査室②	常時	B	○	○	二	不	休	不	要											面接調査室③	常時	B	○	○	二	不	休	不	要											面接調査室④	常時	B	○	○	二	不	休	不	要											面接調査室⑤	常時	B	○	○	二	不	休	不	要											面接調査室⑥	常時	B	○	○	二	不	休	不	要											面接調査室⑦	常時	B	○	○	二	不	休	不	要											面接調査室⑧	常時	B	○	○	二	不	休	不	要											面接調査室⑨	常時	B	○	○	二	不	休	不	要											面接調査室⑩	常時	B	○	○	二	不	休	不	要										
入居官署、室名 又は用途、部位	勤務、在席時間等(参考)	清掃業務範囲		立入りに 関する制限																																																																																																																																																																																																																				
		清掃項目	時間帯	入室許可	左記業務																																																																																																																																																																																																																			
		8	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21																																																																																																																																																																																																							
面接調査室②	常時	B	○	○	二	不	休	不	要																																																																																																																																																																																																															
面接調査室③	常時	B	○	○	二	不	休	不	要																																																																																																																																																																																																															
面接調査室④	常時	B	○	○	二	不	休	不	要																																																																																																																																																																																																															
面接調査室⑤	常時	B	○	○	二	不	休	不	要																																																																																																																																																																																																															
面接調査室⑥	常時	B	○	○	二	不	休	不	要																																																																																																																																																																																																															
面接調査室⑦	常時	B	○	○	二	不	休	不	要																																																																																																																																																																																																															
面接調査室⑧	常時	B	○	○	二	不	休	不	要																																																																																																																																																																																																															
面接調査室⑨	常時	B	○	○	二	不	休	不	要																																																																																																																																																																																																															
面接調査室⑩	常時	B	○	○	二	不	休	不	要																																																																																																																																																																																																															

No	資料名	頁数	行数	項目	訂正前	訂正後																																																																																																																																																																																																																																																																																																
65	(資料-2)業務要求水準書(別添資料5-4)入居官署毎の勤務時間、諸室毎の業務実施時間帯及び立入りの制限等	3	表中	③横浜保護観察所	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">入居官署、室名 又は用途、部位</th> <th rowspan="2">勤務、在席時間等(参考)</th> <th colspan="2">清掃業務範囲</th> <th colspan="2">立入りに 関する制限</th> <th rowspan="2">入室 許可</th> </tr> <tr> <th>清掃項目</th> <th>清掃項目</th> <th>時間帯</th> <th>時間帯</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>日 常 清 掃</td> <td>定 期 清 掃</td> <td>日 常 清 掃</td> <td>定 期 清 掃</td> <td>点 検 保 守 等</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td><td>10</td><td>11</td><td>12</td><td>13</td><td>14</td><td>15</td><td>16</td><td>17</td><td>18</td><td>19</td><td>20</td><td>21</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活指導室③</td> <td></td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>生活指導室①</td> <td></td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>特別調査室②</td> <td></td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>人格審査室②</td> <td></td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>人格審査室③</td> <td></td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>書庫(企画)</td> <td></td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </tbody> </table>	入居官署、室名 又は用途、部位	勤務、在席時間等(参考)	清掃業務範囲		立入りに 関する制限		入室 許可	清掃項目	清掃項目	時間帯	時間帯			日 常 清 掃	定 期 清 掃	日 常 清 掃	定 期 清 掃	点 検 保 守 等			6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	生活指導室③																		生活指導室①																		特別調査室②																		人格審査室②																		人格審査室③																		書庫(企画)																		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">入居官署、室名 又は用途、部位</th> <th rowspan="2">勤務、在席時間等(参考)</th> <th colspan="2">清掃業務範囲</th> <th colspan="2">立入りに 関する制限</th> <th rowspan="2">入室 許可</th> </tr> <tr> <th>清掃項目</th> <th>清掃項目</th> <th>時間帯</th> <th>時間帯</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>日 常 清 掃</td> <td>定 期 清 掃</td> <td>日 常 清 掃</td> <td>定 期 清 掃</td> <td>点 検 保 守 等</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td><td>10</td><td>11</td><td>12</td><td>13</td><td>14</td><td>15</td><td>16</td><td>17</td><td>18</td><td>19</td><td>20</td><td>21</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活指導室①</td> <td></td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>生活指導室③</td> <td></td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>特別調査室②</td> <td></td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>人格審査室②</td> <td></td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>人格審査室③</td> <td></td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>書庫(企画)</td> <td></td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </tbody> </table>	入居官署、室名 又は用途、部位	勤務、在席時間等(参考)	清掃業務範囲		立入りに 関する制限		入室 許可	清掃項目	清掃項目	時間帯	時間帯			日 常 清 掃	定 期 清 掃	日 常 清 掃	定 期 清 掃	点 検 保 守 等			6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	生活指導室①																		生活指導室③																		特別調査室②																		人格審査室②																		人格審査室③																		書庫(企画)																	
入居官署、室名 又は用途、部位	勤務、在席時間等(参考)	清掃業務範囲		立入りに 関する制限				入室 許可																																																																																																																																																																																																																																																																																														
		清掃項目	清掃項目	時間帯	時間帯																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
		日 常 清 掃	定 期 清 掃	日 常 清 掃	定 期 清 掃	点 検 保 守 等																																																																																																																																																																																																																																																																																																
		6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21																																																																																																																																																																																																																																																																																					
生活指導室③																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
生活指導室①																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
特別調査室②																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
人格審査室②																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
人格審査室③																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
書庫(企画)																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
入居官署、室名 又は用途、部位	勤務、在席時間等(参考)	清掃業務範囲		立入りに 関する制限		入室 許可																																																																																																																																																																																																																																																																																																
		清掃項目	清掃項目	時間帯	時間帯																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
		日 常 清 掃	定 期 清 掃	日 常 清 掃	定 期 清 掃	点 検 保 守 等																																																																																																																																																																																																																																																																																																
		6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21																																																																																																																																																																																																																																																																																					
生活指導室①																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
生活指導室③																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
特別調査室②																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
人格審査室②																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
人格審査室③																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
書庫(企画)																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
66	(資料-2)業務要求水準書(別添資料5-4)入居官署毎の勤務時間、諸室毎の業務実施時間帯及び立入りの制限等	6	表中	⑥東京国税不服裁判所横浜支所	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">入居官署、室名 又は用途、部位</th> <th rowspan="2">勤務、在席時間等(参考)</th> <th colspan="2">清掃業務範囲</th> <th colspan="2">立入りに 関する制限</th> <th rowspan="2">入室 許可</th> </tr> <tr> <th>清掃項目</th> <th>清掃項目</th> <th>時間帯</th> <th>時間帯</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>日 常 清 掃</td> <td>定 期 清 掃</td> <td>日 常 清 掃</td> <td>定 期 清 掃</td> <td>点 検 保 守 等</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td><td>10</td><td>11</td><td>12</td><td>13</td><td>14</td><td>15</td><td>16</td><td>17</td><td>18</td><td>19</td><td>20</td><td>21</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ロッカー室</td> <td></td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </tbody> </table>	入居官署、室名 又は用途、部位	勤務、在席時間等(参考)	清掃業務範囲		立入りに 関する制限		入室 許可	清掃項目	清掃項目	時間帯	時間帯			日 常 清 掃	定 期 清 掃	日 常 清 掃	定 期 清 掃	点 検 保 守 等			6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	ロッカー室																		<p>※削除</p>																																																																																																																																																																																																																																										
入居官署、室名 又は用途、部位	勤務、在席時間等(参考)	清掃業務範囲		立入りに 関する制限				入室 許可																																																																																																																																																																																																																																																																																														
		清掃項目	清掃項目	時間帯	時間帯																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
		日 常 清 掃	定 期 清 掃	日 常 清 掃	定 期 清 掃	点 検 保 守 等																																																																																																																																																																																																																																																																																																
		6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21																																																																																																																																																																																																																																																																																					
ロッカー室																																																																																																																																																																																																																																																																																																						



No	資料名	頁数	行数	項目	訂正前	訂正後																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
67	(資料-2)業務要求水準書(別添資料5-4)入居官署毎の勤務時間、諸室毎の業務実施時間帯及び立入りの制限等	6	表中	⑦横浜中税務署	※記載なし	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">入居官署、室名 又は用途、部位</th> <th colspan="21">勤務、在席時間等(参考)</th> <th colspan="3">清掃業務範囲</th> <th colspan="2">立入りに 関する制限</th> </tr> <tr> <th colspan="21">時間帯</th> <th rowspan="2">入室 許可</th> </tr> <tr> <th></th> <th>6</th><th>7</th><th>8</th><th>9</th><th>10</th><th>11</th><th>12</th><th>13</th><th>14</th><th>15</th><th>16</th><th>17</th><th>18</th><th>19</th><th>20</th><th>21</th> <th>清掃項目</th> <th>定期 清掃</th> <th>ごみ 収集</th> <th>日常 清掃</th> <th>定期 清掃</th> <th>ごみ 収集</th> <th>定期 清掃</th> <th>点 検 保 守 等</th> <th>左 記 業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>倉庫</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>要</td> </tr> <tr> <td>電話交換室</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>要</td> </tr> </tbody> </table>	入居官署、室名 又は用途、部位	勤務、在席時間等(参考)																					清掃業務範囲			立入りに 関する制限		時間帯																					入室 許可		6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	清掃項目	定期 清掃	ごみ 収集	日常 清掃	定期 清掃	ごみ 収集	定期 清掃	点 検 保 守 等	左 記 業 務																											倉庫																										要	電話交換室																										要																																																																																																																																																																																																															
入居官署、室名 又は用途、部位	勤務、在席時間等(参考)																					清掃業務範囲			立入りに 関する制限																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	時間帯																					入室 許可																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	清掃項目	定期 清掃	ごみ 収集	日常 清掃	定期 清掃		ごみ 収集	定期 清掃	点 検 保 守 等	左 記 業 務																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
倉庫																										要																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
電話交換室																										要																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
68	(資料-2)業務要求水準書(別添資料5-4)入居官署毎の勤務時間、諸室毎の業務実施時間帯及び立入りの制限等	7	表中	⑧横浜検疫所	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">入居官署、室名 又は用途、部位</th> <th colspan="21">勤務、在席時間等(参考)</th> <th colspan="3">清掃業務範囲</th> <th colspan="2">立入りに 関する制限</th> </tr> <tr> <th colspan="21">時間帯</th> <th rowspan="2">入室 許可</th> </tr> <tr> <th></th> <th>6</th><th>7</th><th>8</th><th>9</th><th>10</th><th>11</th><th>12</th><th>13</th><th>14</th><th>15</th><th>16</th><th>17</th><th>18</th><th>19</th><th>20</th><th>21</th> <th>清掃項目</th> <th>日常 清掃</th> <th>定期 清掃</th> <th>ごみ 収集</th> <th>ごみ 収集</th> <th>定期 清掃</th> <th>点 検 保 守 等</th> <th>左 記 業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>所長室</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>立</td> </tr> <tr> <td>次長室</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>立</td> </tr> <tr> <td>センター長室</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>立</td> </tr> </tbody> </table>	入居官署、室名 又は用途、部位	勤務、在席時間等(参考)																					清掃業務範囲			立入りに 関する制限		時間帯																					入室 許可		6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	清掃項目	日常 清掃	定期 清掃	ごみ 収集	ごみ 収集	定期 清掃	点 検 保 守 等	左 記 業 務																											所長室																										立	次長室																										立	センター長室																										立	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">入居官署、室名 又は用途、部位</th> <th colspan="21">勤務、在席時間等(参考)</th> <th colspan="3">清掃業務範囲</th> <th colspan="2">立入りに 関する制限</th> </tr> <tr> <th colspan="21">時間帯</th> <th rowspan="2">入室 許可</th> </tr> <tr> <th></th> <th>6</th><th>7</th><th>8</th><th>9</th><th>10</th><th>11</th><th>12</th><th>13</th><th>14</th><th>15</th><th>16</th><th>17</th><th>18</th><th>19</th><th>20</th><th>21</th> <th>清掃項目</th> <th>日常 清掃</th> <th>定期 清掃</th> <th>ごみ 収集</th> <th>ごみ 収集</th> <th>定期 清掃</th> <th>点 検 保 守 等</th> <th>左 記 業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>所長室(一般事務室)</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>立</td> </tr> <tr> <td>次長室(一般事務室)</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>立</td> </tr> <tr> <td>センター長室(一般事務室)</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>立</td> </tr> </tbody> </table>	入居官署、室名 又は用途、部位	勤務、在席時間等(参考)																					清掃業務範囲			立入りに 関する制限		時間帯																					入室 許可		6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	清掃項目	日常 清掃	定期 清掃	ごみ 収集	ごみ 収集	定期 清掃	点 検 保 守 等	左 記 業 務																											所長室(一般事務室)																										立	次長室(一般事務室)																										立	センター長室(一般事務室)																										立
入居官署、室名 又は用途、部位	勤務、在席時間等(参考)																					清掃業務範囲			立入りに 関する制限																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	時間帯																					入室 許可																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	清掃項目	日常 清掃	定期 清掃	ごみ 収集	ごみ 収集		定期 清掃	点 検 保 守 等	左 記 業 務																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
所長室																										立																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
次長室																										立																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
センター長室																										立																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
入居官署、室名 又は用途、部位	勤務、在席時間等(参考)																					清掃業務範囲			立入りに 関する制限																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	時間帯																					入室 許可																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	清掃項目	日常 清掃	定期 清掃	ごみ 収集	ごみ 収集		定期 清掃	点 検 保 守 等	左 記 業 務																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
所長室(一般事務室)																										立																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
次長室(一般事務室)																										立																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
センター長室(一般事務室)																										立																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
69	(資料-2)業務要求水準書(別添資料5-4)入居官署毎の勤務時間、諸室毎の業務実施時間帯及び立入りの制限等	9	表中	⑧横浜検疫所	※記載なし	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">入居官署、室名 又は用途、部位</th> <th colspan="21">勤務、在席時間等(参考)</th> <th colspan="3">清掃業務範囲</th> <th colspan="2">立入りに 関する制限</th> </tr> <tr> <th colspan="21">時間帯</th> <th rowspan="2">入室 許可</th> </tr> <tr> <th></th> <th>6</th><th>7</th><th>8</th><th>9</th><th>10</th><th>11</th><th>12</th><th>13</th><th>14</th><th>15</th><th>16</th><th>17</th><th>18</th><th>19</th><th>20</th><th>21</th> <th>清掃項目</th> <th>定期 清掃</th> <th>ごみ 収集</th> <th>日常 清掃</th> <th>定期 清掃</th> <th>ごみ 収集</th> <th>点 検 保 守 等</th> <th>左 記 業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>交通部分(専用)</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>立</td> </tr> </tbody> </table>	入居官署、室名 又は用途、部位	勤務、在席時間等(参考)																					清掃業務範囲			立入りに 関する制限		時間帯																					入室 許可		6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	清掃項目	定期 清掃	ごみ 収集	日常 清掃	定期 清掃	ごみ 収集	点 検 保 守 等	左 記 業 務																											交通部分(専用)																										立																																																																																																																																																																																																																																											
入居官署、室名 又は用途、部位	勤務、在席時間等(参考)																					清掃業務範囲			立入りに 関する制限																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	時間帯																					入室 許可																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	清掃項目	定期 清掃	ごみ 収集	日常 清掃	定期 清掃		ごみ 収集	点 検 保 守 等	左 記 業 務																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
交通部分(専用)																										立																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
70	(資料-2)業務要求水準書(別添資料5-4)入居官署毎の勤務時間、諸室毎の業務実施時間帯及び立入りの制限等	10	表中	⑨横浜公共職業安定所	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">入居官署、室名 又は用途、部位</th> <th colspan="21">勤務、在席時間等(参考)</th> <th colspan="3">清掃業務範囲</th> <th colspan="2">立入りに 関する制限</th> </tr> <tr> <th colspan="21">時間帯</th> <th rowspan="2">入室 許可</th> </tr> <tr> <th></th> <th>6</th><th>7</th><th>8</th><th>9</th><th>10</th><th>11</th><th>12</th><th>13</th><th>14</th><th>15</th><th>16</th><th>17</th><th>18</th><th>19</th><th>20</th><th>21</th> <th>清掃項目</th> <th>日常 清掃</th> <th>定期 清掃</th> <th>ごみ 収集</th> <th>ごみ 収集</th> <th>定期 清掃</th> <th>点 検 保 守 等</th> <th>左 記 業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>小会議室1</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>要</td> </tr> <tr> <td>小会議室2</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>要</td> </tr> </tbody> </table>	入居官署、室名 又は用途、部位	勤務、在席時間等(参考)																					清掃業務範囲			立入りに 関する制限		時間帯																					入室 許可		6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	清掃項目	日常 清掃	定期 清掃	ごみ 収集	ごみ 収集	定期 清掃	点 検 保 守 等	左 記 業 務																											小会議室1																										要	小会議室2																										要	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">入居官署、室名 又は用途、部位</th> <th colspan="21">勤務、在席時間等(参考)</th> <th colspan="3">清掃業務範囲</th> <th colspan="2">立入りに 関する制限</th> </tr> <tr> <th colspan="21">時間帯</th> <th rowspan="2">入室 許可</th> </tr> <tr> <th></th> <th>6</th><th>7</th><th>8</th><th>9</th><th>10</th><th>11</th><th>12</th><th>13</th><th>14</th><th>15</th><th>16</th><th>17</th><th>18</th><th>19</th><th>20</th><th>21</th> <th>清掃項目</th> <th>日常 清掃</th> <th>定期 清掃</th> <th>ごみ 収集</th> <th>ごみ 収集</th> <th>定期 清掃</th> <th>点 検 保 守 等</th> <th>左 記 業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>大会議室</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>要</td> </tr> </tbody> </table>	入居官署、室名 又は用途、部位	勤務、在席時間等(参考)																					清掃業務範囲			立入りに 関する制限		時間帯																					入室 許可		6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	清掃項目	日常 清掃	定期 清掃	ごみ 収集	ごみ 収集	定期 清掃	点 検 保 守 等	左 記 業 務																											大会議室																										要																																																																																	
入居官署、室名 又は用途、部位	勤務、在席時間等(参考)																					清掃業務範囲			立入りに 関する制限																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	時間帯																					入室 許可																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	清掃項目	日常 清掃	定期 清掃	ごみ 収集	ごみ 収集		定期 清掃	点 検 保 守 等	左 記 業 務																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
小会議室1																										要																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
小会議室2																										要																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
入居官署、室名 又は用途、部位	勤務、在席時間等(参考)																					清掃業務範囲			立入りに 関する制限																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	時間帯																					入室 許可																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	清掃項目	日常 清掃	定期 清掃	ごみ 収集	ごみ 収集		定期 清掃	点 検 保 守 等	左 記 業 務																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
大会議室																										要																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						

No	資料名	頁数	行数	項目	訂正前													訂正後																							
					入居官署、室名 又は用途、部位		勤務、在席時間等(参考)							清掃業務範囲			立入りに 関する制限		入居官署、室名 又は用途、部位		勤務、在席時間等(参考)							清掃業務範囲			立入りに 関する制限		入室 許可								
						6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21							清掃項目	日常清掃	定期清掃	ごみ収集	ごみ清掃	定期(法定)	点検保守等	左記業務			6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21							清掃項目	日常清掃	定期清掃	ごみ収集	ごみ清掃	定期(法定)	点検保守等	左記業務				
71	(資料-2)業務要求水準書(別添資料5-4)入居官署毎の勤務時間、諸室毎の業務実施時間帯及び立入りの制限等	10	表中	⑩植物防疫所 研修センター	図書本室		利用							M	◎	○	○	適	内	外	要			利用							M	◎	○	○	適	内	外	要			
					図書資料室		利用							M	◎	○	○	適	内	外	要																				
72	(資料-2)業務要求水準書(別添資料5-4)入居官署毎の勤務時間、諸室毎の業務実施時間帯及び立入りの制限等	12	表中	⑬京浜港湾事 務所	宿直・仮眠室		利用							○	○	○	○	適	休	外	要			利用							○	○	○	○	適	休	外	要			
					宿直・仮眠室1		利用							○	○	○	○	適	休	外	要																				
					宿直・仮眠室1シャワー室		利用							N	○	○	○	二	適	休	外	要																			
					宿直・仮眠室2		利用							○	○	○	○	適	休	外	要																				
					宿直・仮眠室2シャワー室		利用							N	○	○	○	二	適	休	外	要																			
73	(資料-2)業務要求水準書(別添資料5-4)入居官署毎の勤務時間、諸室毎の業務実施時間帯及び立入りの制限等	12	表中	⑬京浜港湾事 務所	関東地方整備局共用会議室		利用							○	○	○	二	適	休	外	要			※削除																	
74	(資料-2)業務要求水準書(別添資料5-4)入居官署毎の勤務時間、諸室毎の業務実施時間帯及び立入りの制限等	12	表中	⑭横浜営繕事 務所	関東地方整備局共用会議室		利用							○	○	○	二	適	休	外	要			※削除																	

No	資料名	頁数	行数	項目	訂正前													訂正後																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
					入居官署、室名 又は用途、部位	勤務、在席時間等(参考)	清掃業務範囲			立入りに 関する制限			入室 許可	入居官署、室名 又は用途、部位	勤務、在席時間等(参考)	清掃業務範囲			立入りに 関する制限			入室 許可																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
清掃項目	日常清掃	定期清掃	ごみ収集	ごみ清掃			定期(法定)	点検等	左記業務	清掃項目	日常清掃	定期清掃				ごみ収集	ごみ清掃	定期(法定)	点検等	左記業務																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
75	(資料一2)業務要求水準書(別添資料5-4)入居官署毎の勤務時間、諸室毎の業務実施時間帯及び立入りの制限等	13	表中	共用部分	<table border="1"> <tr> <td colspan="13">6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21</td> </tr> <tr> <td colspan="13">共用部分</td> </tr> <tr> <td colspan="13">庁務員室</td> </tr> <tr> <td colspan="13">維持管理業務の実施に際し使用する時間帯</td> </tr> <tr> <td colspan="13">O O O O 事 事 事 不</td> </tr> <tr> <td colspan="13">厨房・食堂</td> </tr> <tr> <td colspan="13">運営業務の実施に際し使用する時間帯</td> </tr> <tr> <td colspan="13">P O O O 外 外 外 不</td> </tr> <tr> <td colspan="13">食堂【清掃対象とする場合】</td> </tr> <tr> <td colspan="13">利用</td> </tr> <tr> <td colspan="13">O O O O 外 外 外 不</td> </tr> <tr> <td colspan="13">基配室(郵便・宅配等)</td> </tr> <tr> <td colspan="13">利用</td> </tr> <tr> <td colspan="13">O O O O 外 外 外 不</td> </tr> </table>													6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21													共用部分													庁務員室													維持管理業務の実施に際し使用する時間帯													O O O O 事 事 事 不													厨房・食堂													運営業務の実施に際し使用する時間帯													P O O O 外 外 外 不													食堂【清掃対象とする場合】													利用													O O O O 外 外 外 不													基配室(郵便・宅配等)													利用													O O O O 外 外 外 不													<table border="1"> <tr> <td colspan="13">6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21</td> </tr> <tr> <td colspan="13">共用部</td> </tr> <tr> <td colspan="13">庁務員室等</td> </tr> <tr> <td colspan="13">維持管理業務の実施に際し使用する時間帯</td> </tr> <tr> <td colspan="13">O O O O 事 事 事 不</td> </tr> <tr> <td colspan="13">食堂・厨房</td> </tr> <tr> <td colspan="13">運営業務の実施に際し使用する時間帯</td> </tr> <tr> <td colspan="13">P O O O 外 外 外 不</td> </tr> <tr> <td colspan="13">食堂【事業者が専有しない場合】</td> </tr> <tr> <td colspan="13">利用</td> </tr> <tr> <td colspan="13">O O O O 外 外 外 不</td> </tr> <tr> <td colspan="13">基配室(郵便等)</td> </tr> <tr> <td colspan="13">利用</td> </tr> <tr> <td colspan="13">O O O O 外 外 外 不</td> </tr> </table>													6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21													共用部													庁務員室等													維持管理業務の実施に際し使用する時間帯													O O O O 事 事 事 不													食堂・厨房													運営業務の実施に際し使用する時間帯													P O O O 外 外 外 不													食堂【事業者が専有しない場合】													利用													O O O O 外 外 外 不													基配室(郵便等)													利用													O O O O 外 外 外 不												
					6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
					共用部分																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
					庁務員室																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
					維持管理業務の実施に際し使用する時間帯																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
					O O O O 事 事 事 不																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
					厨房・食堂																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
運営業務の実施に際し使用する時間帯																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
P O O O 外 外 外 不																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
食堂【清掃対象とする場合】																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
利用																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
O O O O 外 外 外 不																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
基配室(郵便・宅配等)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
利用																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
O O O O 外 外 外 不																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
共用部																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
庁務員室等																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
維持管理業務の実施に際し使用する時間帯																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
O O O O 事 事 事 不																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
食堂・厨房																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
運営業務の実施に際し使用する時間帯																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
P O O O 外 外 外 不																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
食堂【事業者が専有しない場合】																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
利用																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
O O O O 外 外 外 不																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
基配室(郵便等)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
利用																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
O O O O 外 外 外 不																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
76	(資料一2)業務要求水準書(別添資料5-4)入居官署毎の勤務時間、諸室毎の業務実施時間帯及び立入りの制限等	13	表中	共用部分	<table border="1"> <tr> <td colspan="13">6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21</td> </tr> <tr> <td colspan="13">受付・巡視</td> </tr> <tr> <td colspan="13">△ O O O 非 非 非 不</td> </tr> <tr> <td colspan="13">防災備置倉庫</td> </tr> <tr> <td colspan="13">M O O O 非 非 非 不</td> </tr> </table>													6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21													受付・巡視													△ O O O 非 非 非 不													防災備置倉庫													M O O O 非 非 非 不													※削除																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
					6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
					受付・巡視																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
△ O O O 非 非 非 不																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
防災備置倉庫																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
M O O O 非 非 非 不																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
77	(資料一2)業務要求水準書(別添資料5-4)入居官署毎の勤務時間、諸室毎の業務実施時間帯及び立入りの制限等	13	表中	駐車場	<table border="1"> <tr> <td colspan="13">6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21</td> </tr> <tr> <td colspan="13">喫煙所</td> </tr> <tr> <td colspan="13">R O O O 非 非 非 不</td> </tr> <tr> <td colspan="13">タイヤ庫</td> </tr> <tr> <td colspan="13">M O O O 非 外 外 要</td> </tr> </table>													6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21													喫煙所													R O O O 非 非 非 不													タイヤ庫													M O O O 非 外 外 要													※削除																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
					6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
					喫煙所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
R O O O 非 非 非 不																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
タイヤ庫																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
M O O O 非 外 外 要																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										

No	資料名	頁数	行数	項目	訂正前	訂正後																																																
78	(資料-2)業務要求水準書(別添資料5-4)入居官署毎の勤務時間、諸室毎の業務実施時間帯及び立入りの制限等	13	表中	-	※記載なし	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">入居官署、室名 又は用途、部位</td> <td rowspan="2">勤務、在席時間等(参考)</td> <td colspan="3">清掃業務範囲</td> <td colspan="2">立入りに 関する制限</td> </tr> <tr> <td>清掃項目</td> <td>日常清掃</td> <td>定期清掃</td> <td>ごみ収集</td> <td>時間帯</td> <td>入室許可</td> </tr> <tr> <td colspan="7">6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21</td> </tr> <tr> <td colspan="7"><b>富用自転車置場</b></td> </tr> <tr> <td>富用自転車置場</td> <td>利用</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>屋外</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>喫煙所</td> <td>利用</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	入居官署、室名 又は用途、部位	勤務、在席時間等(参考)	清掃業務範囲			立入りに 関する制限		清掃項目	日常清掃	定期清掃	ごみ収集	時間帯	入室許可	6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21							<b>富用自転車置場</b>							富用自転車置場	利用						屋外							喫煙所	利用					
入居官署、室名 又は用途、部位	勤務、在席時間等(参考)	清掃業務範囲			立入りに 関する制限																																																	
		清掃項目	日常清掃	定期清掃	ごみ収集	時間帯	入室許可																																															
6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21																																																						
<b>富用自転車置場</b>																																																						
富用自転車置場	利用																																																					
屋外																																																						
喫煙所	利用																																																					
79	(資料-2)業務要求水準書(添付資料5-6)修繕に係る要求水準	1	-	-	添付資料5-6	別添資料5-6																																																
80	(資料-2)業務要求水準書(別添資料5-6)修繕に係る要求水準	3	表中	建築設備	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>要求水準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建築設備 静止形電源設備</td> <td>・ 不具合箇所及び劣化箇所の修繕を行う。</td> </tr> <tr> <td>特殊実験室空調</td> <td>・ 不具合箇所及び劣化箇所の修繕を行う。</td> </tr> </tbody> </table>	項目	要求水準	建築設備 静止形電源設備	・ 不具合箇所及び劣化箇所の修繕を行う。	特殊実験室空調	・ 不具合箇所及び劣化箇所の修繕を行う。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>要求水準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建築設備 電力貯蔵設備</td> <td>・ 不具合箇所及び劣化箇所の修繕を行う。</td> </tr> <tr> <td>特殊実験室空調設備</td> <td>・ 不具合箇所及び劣化箇所の修繕を行う。</td> </tr> </tbody> </table>	項目	要求水準	建築設備 電力貯蔵設備	・ 不具合箇所及び劣化箇所の修繕を行う。	特殊実験室空調設備	・ 不具合箇所及び劣化箇所の修繕を行う。																																				
項目	要求水準																																																					
建築設備 静止形電源設備	・ 不具合箇所及び劣化箇所の修繕を行う。																																																					
特殊実験室空調	・ 不具合箇所及び劣化箇所の修繕を行う。																																																					
項目	要求水準																																																					
建築設備 電力貯蔵設備	・ 不具合箇所及び劣化箇所の修繕を行う。																																																					
特殊実験室空調設備	・ 不具合箇所及び劣化箇所の修繕を行う。																																																					
81	(資料-2)業務要求水準書(別添資料5-6)修繕に係る要求水準	4	表中	建築設備	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>要求水準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建築設備 防災関連設備</td> <td>・ 不具合箇所及び劣化箇所の修繕を行う。</td> </tr> </tbody> </table>	項目	要求水準	建築設備 防災関連設備	・ 不具合箇所及び劣化箇所の修繕を行う。	※削除																																												
項目	要求水準																																																					
建築設備 防災関連設備	・ 不具合箇所及び劣化箇所の修繕を行う。																																																					
82	(資料-2)業務要求水準書(参考資料4-8)既存庁舎のアスベスト含有調査報告書(抜粋)	1	-	-	※記載なし	(【参考資料4-8】「既存庁舎のアスベスト含有調査報告書(抜粋)」に「横浜税関分関外壁塗装材分析結果表」を追加します。)																																																

No	資料名	頁数	行数	項目	訂正前	訂正後																																																
83	(資料一2)業務要求水準書(参考資料4-12)参考備品一覧	14	表中	②横浜地方検察庁分室 事務室⑰	<table border="1"> <thead> <tr> <th>室名</th> <th>名称</th> <th>所要数</th> <th>仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">②横浜地方検察庁分室</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>事務室⑰</td> <td>可動式棚</td> <td>数量: 17</td> <td>1200×1350×460 (W×D×H) 移転予定備品</td> </tr> <tr> <td></td> <td>事務机</td> <td>数量: 2</td> <td>1400×700 (W×D) 移転予定備品</td> </tr> </tbody> </table>	室名	名称	所要数	仕様									②横浜地方検察庁分室								事務室⑰	可動式棚	数量: 17	1200×1350×460 (W×D×H) 移転予定備品		事務机	数量: 2	1400×700 (W×D) 移転予定備品	※削除																				
室名	名称	所要数	仕様																																																			
②横浜地方検察庁分室																																																						
事務室⑰	可動式棚	数量: 17	1200×1350×460 (W×D×H) 移転予定備品																																																			
	事務机	数量: 2	1400×700 (W×D) 移転予定備品																																																			
84	(資料一2)業務要求水準書(参考資料4-12)参考備品一覧	14	表中	②横浜地方検察庁分室 事務室⑰	<table border="1"> <thead> <tr> <th>室名</th> <th>名称</th> <th>所要数</th> <th>仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">②横浜地方検察庁分室</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>事務室⑰</td> <td>長型桌子</td> <td>数量: 4</td> <td>1800×600 (W×D) 移転予定備品</td> </tr> </tbody> </table>	室名	名称	所要数	仕様									②横浜地方検察庁分室								事務室⑰	長型桌子	数量: 4	1800×600 (W×D) 移転予定備品	<table border="1"> <thead> <tr> <th>室名</th> <th>名称</th> <th>所要数</th> <th>仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">②横浜地方検察庁分室</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>事務室⑰</td> <td>長型桌子</td> <td>数量: 3</td> <td>1800×600 (W×D) 移転予定備品</td> </tr> </tbody> </table>	室名	名称	所要数	仕様									②横浜地方検察庁分室								事務室⑰	長型桌子	数量: 3	1800×600 (W×D) 移転予定備品
室名	名称	所要数	仕様																																																			
②横浜地方検察庁分室																																																						
事務室⑰	長型桌子	数量: 4	1800×600 (W×D) 移転予定備品																																																			
室名	名称	所要数	仕様																																																			
②横浜地方検察庁分室																																																						
事務室⑰	長型桌子	数量: 3	1800×600 (W×D) 移転予定備品																																																			
85	(資料一2)業務要求水準書(参考資料4-12)参考備品一覧	121	表中	共用部分	<table border="1"> <thead> <tr> <th>室名</th> <th>名称</th> <th>所要数</th> <th>仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">共用部分</td> </tr> <tr> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	室名	名称	所要数	仕様									共用部分				-	-	-	-	<table border="1"> <thead> <tr> <th>室名</th> <th>名称</th> <th>所要数</th> <th>仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">共用部</td> </tr> <tr> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	室名	名称	所要数	仕様									共用部				-	-	-	-								
室名	名称	所要数	仕様																																																			
共用部分																																																						
-	-	-	-																																																			
室名	名称	所要数	仕様																																																			
共用部																																																						
-	-	-	-																																																			
86	(資料一2)業務要求水準書(参考資料4-13)実験室参考レイアウト	2	-	⑤横浜税関:物理分析室(物理実験室)																																																		

No	資料名	頁数	行数	項目	訂正前	訂正後																								
87	(資料—4)提出書類の記載要領	8	表中	第1.5.(1)入札書	<table border="1"> <thead> <tr> <th>書類名</th> <th>様式番号</th> <th>部数</th> <th colspan="2">記載上の留意事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入札書</td> <td>15-3</td> <td>1</td> <td colspan="2">金額の記載は、アラビア数字を使用すること。又、金額を訂正した入札書は無効となるので、留意すること。入札価格は、「横浜地方合同庁舎（仮称）整備等事業 事業費の算定及び支払方法」（資料1-3）（以下「事業費の算定及び支払方法」という。）に従い、消費税を含む金額を記載すること。</td> </tr> </tbody> </table>	書類名	様式番号	部数	記載上の留意事項		入札書	15-3	1	金額の記載は、アラビア数字を使用すること。又、金額を訂正した入札書は無効となるので、留意すること。入札価格は、「横浜地方合同庁舎（仮称）整備等事業 事業費の算定及び支払方法」（資料1-3）（以下「事業費の算定及び支払方法」という。）に従い、消費税を含む金額を記載すること。		<table border="1"> <thead> <tr> <th>書類名</th> <th>様式番号</th> <th>部数</th> <th colspan="2">記載上の留意事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入札書</td> <td>15-3</td> <td>1</td> <td colspan="2">金額の記載は、アラビア数字を使用すること。又、金額を訂正した入札書は無効となるので、留意すること。入札価格は、「横浜地方合同庁舎（仮称）整備等事業 事業費の算定及び支払方法」（資料1-3）（以下「事業費の算定及び支払方法」という。）に従い、消費税を含む金額を記載すること。</td> </tr> </tbody> </table>	書類名	様式番号	部数	記載上の留意事項		入札書	15-3	1	金額の記載は、アラビア数字を使用すること。又、金額を訂正した入札書は無効となるので、留意すること。入札価格は、「横浜地方合同庁舎（仮称）整備等事業 事業費の算定及び支払方法」（資料1-3）（以下「事業費の算定及び支払方法」という。）に従い、消費税を含む金額を記載すること。					
書類名	様式番号	部数	記載上の留意事項																											
入札書	15-3	1	金額の記載は、アラビア数字を使用すること。又、金額を訂正した入札書は無効となるので、留意すること。入札価格は、「横浜地方合同庁舎（仮称）整備等事業 事業費の算定及び支払方法」（資料1-3）（以下「事業費の算定及び支払方法」という。）に従い、消費税を含む金額を記載すること。																											
書類名	様式番号	部数	記載上の留意事項																											
入札書	15-3	1	金額の記載は、アラビア数字を使用すること。又、金額を訂正した入札書は無効となるので、留意すること。入札価格は、「横浜地方合同庁舎（仮称）整備等事業 事業費の算定及び支払方法」（資料1-3）（以下「事業費の算定及び支払方法」という。）に従い、消費税を含む金額を記載すること。																											
88	(資料—4)提出書類の記載要領	19	表中	第1.5.(2)B:a.加 点項目提案書 ＜各様式の記 載事項＞	<table border="1"> <thead> <tr> <th>記載事項</th> <th>様式番号</th> <th>枚数制限</th> <th colspan="2">記載上の留意事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td colspan="2">記載に当っては、民間を含めた過去の事例や公表された資料、パースや図面、イメージ写真等を用い客観的に説明された資料とすること。 セキュリティゾーニングの内容は、別添資料「本施設等におけるセキュリティに関する考え方」における「防犯ゾーニング、防犯エリア」と整合した表現とし、防犯ゾーニング、防犯エリアの凡例を付すこと。 ※紙面上表現をしきれない防犯ゾーニング、防犯エリアについては、基本計画説明書の配置図、平面図及び断面図に記載しても良い。ただしその場合は、各図面にも動線種別の凡例を付し、本様式の記載内にて該当図面を呼び出すこと。 なお、上記以外の項目についても提案可能である。</td> </tr> </tbody> </table>	記載事項	様式番号	枚数制限	記載上の留意事項					記載に当っては、民間を含めた過去の事例や公表された資料、パースや図面、イメージ写真等を用い客観的に説明された資料とすること。 セキュリティゾーニングの内容は、別添資料「本施設等におけるセキュリティに関する考え方」における「防犯ゾーニング、防犯エリア」と整合した表現とし、防犯ゾーニング、防犯エリアの凡例を付すこと。 ※紙面上表現をしきれない防犯ゾーニング、防犯エリアについては、基本計画説明書の配置図、平面図及び断面図に記載しても良い。ただしその場合は、各図面にも動線種別の凡例を付し、本様式の記載内にて該当図面を呼び出すこと。 なお、上記以外の項目についても提案可能である。		<table border="1"> <thead> <tr> <th>記載事項</th> <th>様式番号</th> <th>枚数制限</th> <th colspan="2">記載上の留意事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td colspan="2">記載に当っては、民間を含めた過去の事例や公表された資料、パースや図面、イメージ写真等を用い客観的に説明された資料とすること。 セキュリティゾーニングの内容は、【別添資料4-5】「本施設等におけるセキュリティに関する考え方」における「防犯ゾーニング、防犯エリア」と整合した表現とし、防犯ゾーニング、防犯エリアの凡例を付すこと。 ※紙面上表現をしきれない防犯ゾーニング、防犯エリアについては、基本計画説明書の配置図、平面図及び断面図に記載しても良い。ただしその場合は、各図面にも動線種別の凡例を付し、本様式の記載内にて該当図面を呼び出すこと。 なお、上記以外の項目についても提案可能である。</td> </tr> </tbody> </table>	記載事項	様式番号	枚数制限	記載上の留意事項					記載に当っては、民間を含めた過去の事例や公表された資料、パースや図面、イメージ写真等を用い客観的に説明された資料とすること。 セキュリティゾーニングの内容は、【別添資料4-5】「本施設等におけるセキュリティに関する考え方」における「防犯ゾーニング、防犯エリア」と整合した表現とし、防犯ゾーニング、防犯エリアの凡例を付すこと。 ※紙面上表現をしきれない防犯ゾーニング、防犯エリアについては、基本計画説明書の配置図、平面図及び断面図に記載しても良い。ただしその場合は、各図面にも動線種別の凡例を付し、本様式の記載内にて該当図面を呼び出すこと。 なお、上記以外の項目についても提案可能である。					
記載事項	様式番号	枚数制限	記載上の留意事項																											
			記載に当っては、民間を含めた過去の事例や公表された資料、パースや図面、イメージ写真等を用い客観的に説明された資料とすること。 セキュリティゾーニングの内容は、別添資料「本施設等におけるセキュリティに関する考え方」における「防犯ゾーニング、防犯エリア」と整合した表現とし、防犯ゾーニング、防犯エリアの凡例を付すこと。 ※紙面上表現をしきれない防犯ゾーニング、防犯エリアについては、基本計画説明書の配置図、平面図及び断面図に記載しても良い。ただしその場合は、各図面にも動線種別の凡例を付し、本様式の記載内にて該当図面を呼び出すこと。 なお、上記以外の項目についても提案可能である。																											
記載事項	様式番号	枚数制限	記載上の留意事項																											
			記載に当っては、民間を含めた過去の事例や公表された資料、パースや図面、イメージ写真等を用い客観的に説明された資料とすること。 セキュリティゾーニングの内容は、【別添資料4-5】「本施設等におけるセキュリティに関する考え方」における「防犯ゾーニング、防犯エリア」と整合した表現とし、防犯ゾーニング、防犯エリアの凡例を付すこと。 ※紙面上表現をしきれない防犯ゾーニング、防犯エリアについては、基本計画説明書の配置図、平面図及び断面図に記載しても良い。ただしその場合は、各図面にも動線種別の凡例を付し、本様式の記載内にて該当図面を呼び出すこと。 なお、上記以外の項目についても提案可能である。																											
89	(資料—4)提出書類の記載要領	29	表中	第1.5.(2)B:b.基 本計画説明書	<table border="1"> <thead> <tr> <th>書類名</th> <th>様式番号</th> <th>枚数</th> <th>縮尺</th> <th colspan="2">記載上の留意事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建設工事費等（参考）</td> <td>B-6-22</td> <td>1枚</td> <td>1</td> <td colspan="2">・工事費について指定様式に基づき記載すること。 ＜様式B-6-22＞（指定様式）</td> </tr> </tbody> </table>	書類名	様式番号	枚数	縮尺	記載上の留意事項		建設工事費等（参考）	B-6-22	1枚	1	・工事費について指定様式に基づき記載すること。 ＜様式B-6-22＞（指定様式）		<table border="1"> <thead> <tr> <th>書類名</th> <th>様式番号</th> <th>枚数</th> <th>縮尺</th> <th colspan="2">記載上の留意事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建設工事費等（参考）</td> <td>B-6-22</td> <td>1枚</td> <td>1</td> <td colspan="2">・工事費について指定様式に基づき記載すること。 ＜様式B-6-22＞（指定様式） ・【別添資料4-10】「既存建物等解体撤去」1.(5)に示す埋蔵文化財の項目ごとの積み込み・運搬費用、処分費用の単価及び想定数量を備考欄に記載すること。（想定量は原則として「既存建物等解体撤去」1.(5)の想定量とするが、埋蔵文化財の一部を処分せず利活用する場合は、その内容と数量を明示の上控除すること。） 事業費に含まれる建設発生土の積み込み・運搬費用、処分費用の単価を備考欄に記載すること。</td> </tr> </tbody> </table>	書類名	様式番号	枚数	縮尺	記載上の留意事項		建設工事費等（参考）	B-6-22	1枚	1	・工事費について指定様式に基づき記載すること。 ＜様式B-6-22＞（指定様式） ・【別添資料4-10】「既存建物等解体撤去」1.(5)に示す埋蔵文化財の項目ごとの積み込み・運搬費用、処分費用の単価及び想定数量を備考欄に記載すること。（想定量は原則として「既存建物等解体撤去」1.(5)の想定量とするが、埋蔵文化財の一部を処分せず利活用する場合は、その内容と数量を明示の上控除すること。） 事業費に含まれる建設発生土の積み込み・運搬費用、処分費用の単価を備考欄に記載すること。	
書類名	様式番号	枚数	縮尺	記載上の留意事項																										
建設工事費等（参考）	B-6-22	1枚	1	・工事費について指定様式に基づき記載すること。 ＜様式B-6-22＞（指定様式）																										
書類名	様式番号	枚数	縮尺	記載上の留意事項																										
建設工事費等（参考）	B-6-22	1枚	1	・工事費について指定様式に基づき記載すること。 ＜様式B-6-22＞（指定様式） ・【別添資料4-10】「既存建物等解体撤去」1.(5)に示す埋蔵文化財の項目ごとの積み込み・運搬費用、処分費用の単価及び想定数量を備考欄に記載すること。（想定量は原則として「既存建物等解体撤去」1.(5)の想定量とするが、埋蔵文化財の一部を処分せず利活用する場合は、その内容と数量を明示の上控除すること。） 事業費に含まれる建設発生土の積み込み・運搬費用、処分費用の単価を備考欄に記載すること。																										
90	(資料—4)提出書類の記載要領	36	表中	第1.5.(2)C:維 持管理・運営に 関する提出書類 ＜本様式以外 の資料に関する 記載事項＞	<table border="1"> <thead> <tr> <th>書類名</th> <th>様式番号</th> <th>枚数</th> <th colspan="2">記載上の留意事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>共用部備品計画リスト</td> <td>C-5添付③</td> <td>1</td> <td colspan="2">・【別添資料】「共用部備品管理に係る要求水準」の表を用い記載すること。 ・表中適宜については、具体的に記載すること。また、維持管理・運営業務上必要な備品については、維持管理・運営業務上必要な備品の欄を追加して記載すること。</td> </tr> </tbody> </table>	書類名	様式番号	枚数	記載上の留意事項		共用部備品計画リスト	C-5添付③	1	・【別添資料】「共用部備品管理に係る要求水準」の表を用い記載すること。 ・表中適宜については、具体的に記載すること。また、維持管理・運営業務上必要な備品については、維持管理・運営業務上必要な備品の欄を追加して記載すること。		<table border="1"> <thead> <tr> <th>書類名</th> <th>様式番号</th> <th>枚数</th> <th colspan="2">記載上の留意事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>共用部備品計画リスト</td> <td>C-5添付③</td> <td>1</td> <td colspan="2">・【別添資料5-11】「共用部備品管理に係る要求水準」の表を用い記載すること。 ・表中適宜については、具体的に記載すること。また、維持管理・運営業務上必要な備品については、維持管理・運営業務上必要な備品の欄を追加して記載すること。</td> </tr> </tbody> </table>	書類名	様式番号	枚数	記載上の留意事項		共用部備品計画リスト	C-5添付③	1	・【別添資料5-11】「共用部備品管理に係る要求水準」の表を用い記載すること。 ・表中適宜については、具体的に記載すること。また、維持管理・運営業務上必要な備品については、維持管理・運営業務上必要な備品の欄を追加して記載すること。					
書類名	様式番号	枚数	記載上の留意事項																											
共用部備品計画リスト	C-5添付③	1	・【別添資料】「共用部備品管理に係る要求水準」の表を用い記載すること。 ・表中適宜については、具体的に記載すること。また、維持管理・運営業務上必要な備品については、維持管理・運営業務上必要な備品の欄を追加して記載すること。																											
書類名	様式番号	枚数	記載上の留意事項																											
共用部備品計画リスト	C-5添付③	1	・【別添資料5-11】「共用部備品管理に係る要求水準」の表を用い記載すること。 ・表中適宜については、具体的に記載すること。また、維持管理・運営業務上必要な備品については、維持管理・運営業務上必要な備品の欄を追加して記載すること。																											

No	資料名	頁数	行数	項目	訂正前	訂正後																																												
91	様式15-4 必須項目 チェックシート	-	-	-	-	(要求水準の訂正に伴い、様式15-4を差し替えます。)																																												
92	様式A-3 添付①事業費 の内訳(収入 計画)	-	-	維持管理費	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>&lt;事業費の支払区分&gt;</td> </tr> <tr> <td>維持管理・運営費、その他の費用</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">~~~~~</td> </tr> <tr> <td>維持管理費</td> </tr> <tr> <td>維持管理費(一般)</td> </tr> <tr> <td>点検保守等業務費(一般)</td> </tr> <tr> <td>清掃業務費</td> </tr> <tr> <td>修繕業務費</td> </tr> <tr> <td>レイアウト変更対応業務費</td> </tr> <tr> <td>維持管理費(一般)に係る消費税等</td> </tr> <tr> <td>維持管理費(特殊)</td> </tr> <tr> <td>定期点検等及び保守業務費(特殊)A</td> </tr> <tr> <td>定期点検等及び保守業務費(特殊)Aに係る消費税等</td> </tr> <tr> <td>定期点検等及び保守業務費(特殊)B</td> </tr> <tr> <td>定期点検等及び保守業務費(特殊)Bに係る消費税等</td> </tr> <tr> <td>定期点検等及び保守業務費(特殊)C</td> </tr> <tr> <td>定期点検等及び保守業務費(特殊)Cに係る消費税等</td> </tr> </tbody> </table>	事業年度	<事業費の支払区分>	維持管理・運営費、その他の費用	~~~~~		維持管理費	維持管理費(一般)	点検保守等業務費(一般)	清掃業務費	修繕業務費	レイアウト変更対応業務費	維持管理費(一般)に係る消費税等	維持管理費(特殊)	定期点検等及び保守業務費(特殊)A	定期点検等及び保守業務費(特殊)Aに係る消費税等	定期点検等及び保守業務費(特殊)B	定期点検等及び保守業務費(特殊)Bに係る消費税等	定期点検等及び保守業務費(特殊)C	定期点検等及び保守業務費(特殊)Cに係る消費税等	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>&lt;事業費の支払区分&gt;</td> </tr> <tr> <td>維持管理・運営費、その他の費用</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">~~~~~</td> </tr> <tr> <td>維持管理費</td> </tr> <tr> <td>維持管理費(一般)</td> </tr> <tr> <td>点検保守等業務費(一般)</td> </tr> <tr> <td>清掃業務費</td> </tr> <tr> <td>修繕業務費(一般)</td> </tr> <tr> <td>レイアウト変更対応業務費</td> </tr> <tr> <td>維持管理費(一般)に係る消費税等</td> </tr> <tr> <td>維持管理費(特殊)</td> </tr> <tr> <td>維持管理費(特殊)A</td> </tr> <tr> <td>定期点検等及び保守業務費(特殊)a</td> </tr> <tr> <td>修繕業務費(特殊)a</td> </tr> <tr> <td>維持管理費(特殊)Aに係る消費税等</td> </tr> <tr> <td>維持管理費(特殊)B</td> </tr> <tr> <td>定期点検等及び保守業務費(特殊)b</td> </tr> <tr> <td>修繕業務費(特殊)b</td> </tr> <tr> <td>維持管理費(特殊)Bに係る消費税等</td> </tr> <tr> <td>維持管理費(特殊)C</td> </tr> <tr> <td>定期点検等及び保守業務費(特殊)c</td> </tr> <tr> <td>修繕業務費(特殊)c</td> </tr> <tr> <td>維持管理費(特殊)Cに係る消費税等</td> </tr> </tbody> </table>	事業年度	<事業費の支払区分>	維持管理・運営費、その他の費用	~~~~~		維持管理費	維持管理費(一般)	点検保守等業務費(一般)	清掃業務費	修繕業務費(一般)	レイアウト変更対応業務費	維持管理費(一般)に係る消費税等	維持管理費(特殊)	維持管理費(特殊)A	定期点検等及び保守業務費(特殊)a	修繕業務費(特殊)a	維持管理費(特殊)Aに係る消費税等	維持管理費(特殊)B	定期点検等及び保守業務費(特殊)b	修繕業務費(特殊)b	維持管理費(特殊)Bに係る消費税等	維持管理費(特殊)C	定期点検等及び保守業務費(特殊)c	修繕業務費(特殊)c	維持管理費(特殊)Cに係る消費税等
事業年度																																																		
<事業費の支払区分>																																																		
維持管理・運営費、その他の費用																																																		
~~~~~																																																		
維持管理費																																																		
維持管理費(一般)																																																		
点検保守等業務費(一般)																																																		
清掃業務費																																																		
修繕業務費																																																		
レイアウト変更対応業務費																																																		
維持管理費(一般)に係る消費税等																																																		
維持管理費(特殊)																																																		
定期点検等及び保守業務費(特殊)A																																																		
定期点検等及び保守業務費(特殊)Aに係る消費税等																																																		
定期点検等及び保守業務費(特殊)B																																																		
定期点検等及び保守業務費(特殊)Bに係る消費税等																																																		
定期点検等及び保守業務費(特殊)C																																																		
定期点検等及び保守業務費(特殊)Cに係る消費税等																																																		
事業年度																																																		
<事業費の支払区分>																																																		
維持管理・運営費、その他の費用																																																		
~~~~~																																																		
維持管理費																																																		
維持管理費(一般)																																																		
点検保守等業務費(一般)																																																		
清掃業務費																																																		
修繕業務費(一般)																																																		
レイアウト変更対応業務費																																																		
維持管理費(一般)に係る消費税等																																																		
維持管理費(特殊)																																																		
維持管理費(特殊)A																																																		
定期点検等及び保守業務費(特殊)a																																																		
修繕業務費(特殊)a																																																		
維持管理費(特殊)Aに係る消費税等																																																		
維持管理費(特殊)B																																																		
定期点検等及び保守業務費(特殊)b																																																		
修繕業務費(特殊)b																																																		
維持管理費(特殊)Bに係る消費税等																																																		
維持管理費(特殊)C																																																		
定期点検等及び保守業務費(特殊)c																																																		
修繕業務費(特殊)c																																																		
維持管理費(特殊)Cに係る消費税等																																																		

No	資料名	页数	行数	項目	訂正前	訂正後																																																																		
93	様式A-3 添付②事業収 支計画	-	-	維持管理費	<table border="1"> <thead> <tr><th colspan="2">事業年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td colspan="2">損益計算書</td></tr> <tr><td colspan="2"> </td></tr> <tr><td colspan="2"> </td></tr> <tr><td>費用</td><td>営業費用（適宜追加のこと）</td></tr> <tr><td colspan="2"> </td></tr> <tr><td colspan="2"> </td></tr> <tr><td colspan="2">維持管理費</td></tr> <tr><td colspan="2">点検保守等業務費（一般）</td></tr> <tr><td colspan="2">清掃業務費</td></tr> <tr><td colspan="2">修繕業務費</td></tr> <tr><td colspan="2">レイアウト変更対応業務費</td></tr> <tr><td colspan="2">定期点検等及び保守業務費（特殊）A</td></tr> <tr><td colspan="2">定期点検等及び保守業務費（特殊）B</td></tr> <tr><td colspan="2">定期点検等及び保守業務費（特殊）C</td></tr> </tbody> </table>	事業年度		損益計算書						費用	営業費用（適宜追加のこと）					維持管理費		点検保守等業務費（一般）		清掃業務費		修繕業務費		レイアウト変更対応業務費		定期点検等及び保守業務費（特殊）A		定期点検等及び保守業務費（特殊）B		定期点検等及び保守業務費（特殊）C		<table border="1"> <thead> <tr><th colspan="2">事業年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td colspan="2">損益計算書</td></tr> <tr><td colspan="2"> </td></tr> <tr><td colspan="2"> </td></tr> <tr><td>費用</td><td>営業費用（適宜追加のこと）</td></tr> <tr><td colspan="2"> </td></tr> <tr><td colspan="2"> </td></tr> <tr><td colspan="2">維持管理費</td></tr> <tr><td colspan="2">点検保守等業務費（一般）</td></tr> <tr><td colspan="2">清掃業務費</td></tr> <tr><td colspan="2">修繕業務費（一般）</td></tr> <tr><td colspan="2">レイアウト変更対応業務費</td></tr> <tr><td colspan="2">定期点検等及び保守業務費（特殊）a</td></tr> <tr><td colspan="2">修繕業務費（特殊）a</td></tr> <tr><td colspan="2">定期点検等及び保守業務費（特殊）b</td></tr> <tr><td colspan="2">修繕業務費（特殊）b</td></tr> <tr><td colspan="2">定期点検等及び保守業務費（特殊）c</td></tr> <tr><td colspan="2">修繕業務費（特殊）c</td></tr> </tbody> </table>	事業年度		損益計算書						費用	営業費用（適宜追加のこと）					維持管理費		点検保守等業務費（一般）		清掃業務費		修繕業務費（一般）		レイアウト変更対応業務費		定期点検等及び保守業務費（特殊）a		修繕業務費（特殊）a		定期点検等及び保守業務費（特殊）b		修繕業務費（特殊）b		定期点検等及び保守業務費（特殊）c		修繕業務費（特殊）c	
事業年度																																																																								
損益計算書																																																																								
費用	営業費用（適宜追加のこと）																																																																							
維持管理費																																																																								
点検保守等業務費（一般）																																																																								
清掃業務費																																																																								
修繕業務費																																																																								
レイアウト変更対応業務費																																																																								
定期点検等及び保守業務費（特殊）A																																																																								
定期点検等及び保守業務費（特殊）B																																																																								
定期点検等及び保守業務費（特殊）C																																																																								
事業年度																																																																								
損益計算書																																																																								
費用	営業費用（適宜追加のこと）																																																																							
維持管理費																																																																								
点検保守等業務費（一般）																																																																								
清掃業務費																																																																								
修繕業務費（一般）																																																																								
レイアウト変更対応業務費																																																																								
定期点検等及び保守業務費（特殊）a																																																																								
修繕業務費（特殊）a																																																																								
定期点検等及び保守業務費（特殊）b																																																																								
修繕業務費（特殊）b																																																																								
定期点検等及び保守業務費（特殊）c																																																																								
修繕業務費（特殊）c																																																																								



No	資料名	頁数	行数	項目	訂正前		訂正後	
					項目	算定根拠	項目	算定根拠
94	様式A-3 添付③初期投資及びその他の費用の内訳	1	-	1. 初期投資計画	施設費Aに係る初期投資費用（割賦原価）		施設費Aに係る初期投資費用（割賦原価）	
					建設工事費等	様式B-5-22による	建設工事費等	様式B-6-22による
					既存建物等の解体撤去費	同上	既存建物等の解体撤去費	同上
					埋蔵文化財調査費用	同上	埋蔵文化財調査費用	同上
					本施設、新設付帯施設	同上	設計費	同上
					工事監理費	同上	本施設等	同上
					電波障害対策費、各種負担金等	同上	工事監理費	同上
							必要な行政手続に関する費用	同上
							電波障害対策費、各種負担金等	同上
					施設費B-1に係る初期投資費用（割賦原価）		施設費B-1に係る初期投資費用（割賦原価）	
					建設工事費等	様式B-5-22による	建設工事費等	様式B-6-22による
					本施設、新設付帯施設	同上	設計費	同上
					工事監理費	同上	本施設等	同上
							工事監理費	同上
							必要な行政手続に関する費用	同上
					施設費B-2に係る初期投資費用（割賦原価）		施設費B-2に係る初期投資費用（割賦原価）	
					建設工事費等	様式B-5-22による	建設工事費等	様式B-6-22による
					本施設、新設付帯施設	同上	本施設等	同上
					施設費B-3に係る初期投資費用（割賦原価）		施設費B-3に係る初期投資費用（割賦原価）	
					建設工事費等	様式B-5-22による	建設工事費等	様式B-6-22による
					本施設、新設付帯施設	同上	本施設等	同上
					合計（割賦原価）		合計（割賦原価）	

No	資料名	頁数	行数	項目	訂正前		訂正後	
					項目	算定根拠	項目	算定根拠
95	様式A-3 添付③初期投資及びその他の費用の内訳	2	-	1. 初期投資計画(続き)	施設費C-1に係る初期投資費用		施設費C-1に係る初期投資費用	
					建設工事費等	様式B-5-22による	建設工事費等	様式B-6-22による
					本施設、新設付帯施設	同上	本施設等	同上
					施設費C-2に係る初期投資費用		施設費C-2に係る初期投資費用	
					建設工事費等	様式B-5-22による	建設工事費等	様式B-6-22による
					本施設、新設付帯施設	同上	本施設等	同上
					施設費C-3に係る初期投資費用		施設費C-3に係る初期投資費用	
					建設工事費等	様式B-5-22による	建設工事費等	様式B-6-22による
					本施設、新設付帯施設	同上	本施設等	同上
					施設費C-4に係る初期投資費用		施設費C-4に係る初期投資費用	
					建設工事費等	様式B-5-22による	建設工事費等	様式B-6-22による
					本施設、新設付帯施設	同上	設計費	同上
					工事監理費	同上	本施設等	同上
							工事監理費	同上
					施設費C-5に係る初期投資費用		施設費C-5に係る初期投資費用	
					建設工事費等	様式B-5-22による	建設工事費等	様式B-6-22による
					本施設、新設付帯施設	同上	本施設等	同上
					施設費C-6に係る初期投資費用		施設費C-6に係る初期投資費用	
					建設工事費等	様式B-5-22による	建設工事費等	様式B-6-22による
					本施設、新設付帯施設	同上	本施設等	同上

No	資料名	頁数	行数	項目	訂正前	訂正後																																																														
96	様式A-3 添付③初期投資及びその他の費用の内訳	2	-	1. 初期投資計画(続き)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>算定根拠</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">施設費C-7に係る初期投資費用</td> </tr> <tr> <td>建設工事費等</td> <td>様式B-5-22による</td> </tr> <tr> <td>本施設、新設付帯施設</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td colspan="2">施設費C-8に係る初期投資費用</td> </tr> <tr> <td>建設工事費等</td> <td>様式B-5-22による</td> </tr> <tr> <td>本施設、新設付帯施設</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>工事監理費</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td colspan="2">施設費C-9に係る初期投資費用</td> </tr> <tr> <td>建設工事費等</td> <td>様式B-5-22による</td> </tr> <tr> <td>本施設、新設付帯施設</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td colspan="2">施設費C-10に係る初期投資費用</td> </tr> <tr> <td>建設工事費等</td> <td>様式B-5-22による</td> </tr> <tr> <td>本施設、新設付帯施設</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計(施設費C)</td> </tr> </tbody> </table>	項目	算定根拠	施設費C-7に係る初期投資費用		建設工事費等	様式B-5-22による	本施設、新設付帯施設	同上	施設費C-8に係る初期投資費用		建設工事費等	様式B-5-22による	本施設、新設付帯施設	同上	工事監理費	同上	施設費C-9に係る初期投資費用		建設工事費等	様式B-5-22による	本施設、新設付帯施設	同上	施設費C-10に係る初期投資費用		建設工事費等	様式B-5-22による	本施設、新設付帯施設	同上	合計(施設費C)		<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>算定根拠</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">施設費C-7に係る初期投資費用</td> </tr> <tr> <td>建設工事費等</td> <td>様式B-6-22による</td> </tr> <tr> <td>本施設等</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td colspan="2">施設費C-8に係る初期投資費用</td> </tr> <tr> <td>建設工事費等</td> <td>様式B-6-22による</td> </tr> <tr> <td>設計費</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>本施設等</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>工事監理費</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td colspan="2">施設費C-9に係る初期投資費用</td> </tr> <tr> <td>建設工事費等</td> <td>様式B-6-22による</td> </tr> <tr> <td>本施設等</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td colspan="2">施設費C-10に係る初期投資費用</td> </tr> <tr> <td>建設工事費等</td> <td>様式B-6-22による</td> </tr> <tr> <td>本施設等</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計(施設費C)</td> </tr> </tbody> </table>	項目	算定根拠	施設費C-7に係る初期投資費用		建設工事費等	様式B-6-22による	本施設等	同上	施設費C-8に係る初期投資費用		建設工事費等	様式B-6-22による	設計費	同上	本施設等	同上	工事監理費	同上	施設費C-9に係る初期投資費用		建設工事費等	様式B-6-22による	本施設等	同上	施設費C-10に係る初期投資費用		建設工事費等	様式B-6-22による	本施設等	同上	合計(施設費C)	
項目	算定根拠																																																																			
施設費C-7に係る初期投資費用																																																																				
建設工事費等	様式B-5-22による																																																																			
本施設、新設付帯施設	同上																																																																			
施設費C-8に係る初期投資費用																																																																				
建設工事費等	様式B-5-22による																																																																			
本施設、新設付帯施設	同上																																																																			
工事監理費	同上																																																																			
施設費C-9に係る初期投資費用																																																																				
建設工事費等	様式B-5-22による																																																																			
本施設、新設付帯施設	同上																																																																			
施設費C-10に係る初期投資費用																																																																				
建設工事費等	様式B-5-22による																																																																			
本施設、新設付帯施設	同上																																																																			
合計(施設費C)																																																																				
項目	算定根拠																																																																			
施設費C-7に係る初期投資費用																																																																				
建設工事費等	様式B-6-22による																																																																			
本施設等	同上																																																																			
施設費C-8に係る初期投資費用																																																																				
建設工事費等	様式B-6-22による																																																																			
設計費	同上																																																																			
本施設等	同上																																																																			
工事監理費	同上																																																																			
施設費C-9に係る初期投資費用																																																																				
建設工事費等	様式B-6-22による																																																																			
本施設等	同上																																																																			
施設費C-10に係る初期投資費用																																																																				
建設工事費等	様式B-6-22による																																																																			
本施設等	同上																																																																			
合計(施設費C)																																																																				
97	様式B-6-3 各室面積表	-	表中	本施設 ⑨植物防疫所 研修センター	<table border="1"> <thead> <tr> <th>部局</th> <th>床面積 (㎡)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>⑨植物防疫所研修センター</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	部局	床面積 (㎡)	⑨植物防疫所研修センター		<table border="1"> <thead> <tr> <th>部局</th> <th>床面積 (㎡)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>⑩植物防疫所研修センター</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	部局	床面積 (㎡)	⑩植物防疫所研修センター																																																							
部局	床面積 (㎡)																																																																			
⑨植物防疫所研修センター																																																																				
部局	床面積 (㎡)																																																																			
⑩植物防疫所研修センター																																																																				
98	様式B-6-3 各室面積表	-	表中	本施設 ⑮横浜海上保安部 専用部	<table border="1"> <thead> <tr> <th>部局</th> <th>床面積 (㎡)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>⑮横浜海上保安部</td> <td></td> </tr> <tr> <td>専用部</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑮横浜海上保安部</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	部局	床面積 (㎡)	⑮横浜海上保安部		専用部		⑮横浜海上保安部		<table border="1"> <thead> <tr> <th>部局</th> <th>床面積 (㎡)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>⑮東京湾海上交通センター</td> <td></td> </tr> <tr> <td>専用部</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑮東京湾海上交通センター</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	部局	床面積 (㎡)	⑮東京湾海上交通センター		専用部		⑮東京湾海上交通センター																																															
部局	床面積 (㎡)																																																																			
⑮横浜海上保安部																																																																				
専用部																																																																				
⑮横浜海上保安部																																																																				
部局	床面積 (㎡)																																																																			
⑮東京湾海上交通センター																																																																				
専用部																																																																				
⑮東京湾海上交通センター																																																																				

No	資料名	頁数	行数	項目	訂正前	訂正後												
99	様式B-6-3 各室面積表	-	表中	本施設 共用部	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="background-color: #cccccc;"><b>共用部</b></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="height: 20px;"> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="border-top: 1px solid black;">専用部面積合計</td> </tr> </table>	<b>共用部</b>				専用部面積合計		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="background-color: #cccccc;"><b>共用部</b></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="height: 20px;"> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="border-top: 1px solid black;">共用部面積合計</td> </tr> </table>	<b>共用部</b>				共用部面積合計	
<b>共用部</b>																		
専用部面積合計																		
<b>共用部</b>																		
共用部面積合計																		
100	様式B-6-2 2 建設工事費等 (参考)	1	-	-	—	<p>(以下の訂正に伴い、表全体を差し替えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設計費及び必要な行政手続に関する費用に係る項目の独立</li> <li>・既存建物等の解体撤去費に係る備考欄の追記)</li> </ul>												